若年・未婚・低所得層の居住実態調査

若者の住宅問題

住宅政策提案書［調査編］

2014年12月

住宅政策提案・検討委員会

認定NPO法人 ビッグイシュー基金

目 次

はじめに …… 1

第 1 部　若年・未婚・低所得層の住宅事情――調査結果の分析 …… 平山　洋介

1　人生の足がかりをつくる―― 若者の住宅問題

1－1　人生の道筋と住宅 …… 2

1－2　「年収 200 万円未満」について …… 4

2　“結婚する、できる”は 1 割未満―― 親との同居 / 別居と結婚意向 …… 5

3　増加した“移動しない人生”―― 出身地と学歴 …… 7

4　多い極貧レベルの人たち―― 経済生活基盤の実態

4－1　無職と不安定就労 …… 9

4－2　少ない収入・資産 …… 10

4－3　社会保険加入の不安定さ …… 13

5　いじめ、ひきこもり、就職挫折、人間関係トラブル、うつ病…… ――苦難の経験と相談相手 …… 14

6　親持ち家が 6 割、自己借家は 2 割―― 住宅所有形態について

6－1　誰の所有・賃借なのか …… 16

6－2　住宅所有形態の特性 …… 17

7　住居費や家事で親に頼る―― 親の家と世帯内単身者

7－1　親に頼れる / 頼れない …… 18

7－2　続かない安定 …… 20

8　負担の過酷さ天地の開き―― 住居費負担の特性

8－1　負担する / しない …… 21

8－2　異様に重い負担 …… 23

9　親持ち家は“とどまるべき場所”に―― 住宅困窮と定住・転居指向

9－1　誰がどのように困っているのか …… 24

9－2　親の家の内 / 外 …… 26

10　“健康”そして“住まい”と“仕事”が大切―― 暮らし向きの変化、幸福の条件 …… 27

11　“次の段階”へ、もっと選択肢を―― 住宅政策から社会持続へ …… 29

第 2 部　若者に多様な住まいを ―― 調査結果から

・家を借りることがリスクの時代―― 檻のない「牢獄」と化した実家 …… 藤田　孝典 32

・若者の自立・家族形成の保障は住宅政策から …… 川田菜穂子 33

・ホームレス化しない「絆原理主義の国」の若者たち …… 稲葉　剛 35

おわりに …… 37

はじめに

私たちのグループは、『住宅政策提案書』を昨年 10 月に発表した。増大する貧困にどのように立ち向かうべきか。この問いは、日本では、おもに雇用と福祉の領域で扱われてきた。しかし、雇用にせよ、福祉にせよ、住まいが安定してはじめて適切に機能する。住む場所が定まらないと、良質の就労機会は得られない。家賃負担の重い住宅では、所得保障があったとしても、手もとに残る収入はわずかになる。狭く、老朽した、段差の多い家屋では、高齢者の介護は不可能に近い。住まいの安定は、それ自体として大切であるだけではなく、雇用・福祉の基盤を形成する。貧困に対する“住宅からのアプローチ”の重要さを提起したのが、『住宅政策提案書』であった。

これに続いて、私たちは、住宅と貧困の関係をより深く検討するために、若年・未婚・低所得の人たちに焦点を合わせ、その住宅・生活実態に関する調査を実施した。本報告書は、調査の成果をまとめたものである。若年層の住宅問題は、彼ら自身に苦痛をもたらすと同時に、社会の持続さえ困難にする。未婚・低収入の若者の多くは、親の家にとどまることで生活をかろうじて維持する状態にある。親もとを離れた人たちは、重い家賃負担に苦しんでいる。社会の再生産に必要なのは、新しい世代が先行世代に続いて人生の軌道を整える、というサイクルの形成である。若い人たちが、住む場所を確保し、それを拠点として、仕事に就き、結婚し、子どもをもち、あるいは単身のままでの人生を選び …… といった道筋をたどってはじめて社会が持続する。私たちの調査は、未婚・低収入の若者が成人としての人生の最初の段階で“停滞”し、“次の段階”に踏みだせない状況に置かれていること、そこに住宅問題が深く関係していることを明らかにした。

この報告書の主張の骨子は、「住宅事情の改善と安定が、貧困に立ち向かい、社会の持続を支える条件になる」というものである。第 1 部では、調査結果のデータを詳しく分析し、それにもとづいて、住宅政策の転換のあり方を論じた。これを受けて、第 2 部では、調査結果を多彩な視点から読み込んでいる。

若い世代の貧困の増大は、すでに注目を集め、それに関する調査研究の成果が蓄積されてきた。その大半は、雇用および家族形成の観点から若者の状態をみたものである。これに対し、“住宅からのアプローチ”の大切さをあらためて提起する点に、本報告書の意図がある。住まいの状況を改善する政策は、若い世代の人生の条件を変え、社会持続の新しいあり方を生みだす可能性をもつ。低家賃かつ良質の住宅ストックが増えれば、親の家を離れ、独立しようとする若者が増えるのではないか。適切な住宅に簡便に入居できるのであれば、それは、家族をもとうとする人たちの背中を押すのではないか。住まいの改善が社会の「かたち」にどのように影響するのかを想像するところから、住宅政策の新たな方向性を追求する必要がある。住宅と貧困、そして若者の状況を検討するときに、この報告書が少しでも参考になれば、とても嬉しい。

平山　洋介
住宅政策提案・検討委員会　委員長

第１部　若年・未婚・低所得層の住宅事情

――― 調査結果の分析

平山　洋介

1 人生の足がかりをつくる―― 若者の住宅問題

1－1 人生の道筋と住宅

＜標準ライフコースの衰退＞

大都市圏の若年・未婚・低所得者を対象とし、その住宅事情を明らかにすることが、この報告書の目的である。以下では、インターネットを使って実施したアンケート調査の結果にもとづき、若い世代の住まいの状況を分析し、さらに、住宅政策のあり方について論じる。

（調査の概要）①首都圏（東京都、埼玉・千葉・神奈川県）と関西圏（京都・大阪府、兵庫・奈良県）に住む、② 20 ～ 39 歳、③未婚、④年収 200 万円未満の個人を対象とし、居住実態と生活状況に関するアンケート調査を 2014 年 8 月に実施した。学生は、調査対象に含めていない。回答者の選定では、首都・関西圏の別、性別、年齢が偏らないように留意した。調査の実施は、イプソス株式会社に委託し、同社が利用可能なインターネット調査パネルから対象者を選び、1,767 人から回答を得た。（首都圏 904、関西圏 863; 男性 938、女性 829; 20 歳代 888、30 歳代 879）

ここで注目する「若年・未婚・低所得層」は、現代の住宅問題を理解するうえで、鍵となるグループの一つである。戦後の日本社会では、多くの人たちが標準パターンのライフコースを歩むという想定があった。人生の道筋に輪郭を与えるのは、「家族」「仕事」「住宅」の推移である。親の家を出て、賃貸住宅を確保し、仕事に就き、そして、結婚し、家族をもち、安定した雇用のもとで、所得を増やし、より良い借家に移り住み、さらに持ち家を取得する、というパターンがライフコースの社会標準を意味した。人生のセキュリティをつくったのは、結婚と家族、雇用と所得、そして住まいの安定であった（平山 , 2009）。

しかし、若い世代では、標準型のライフコースをたどる人たちが減った。若者の未婚率は上昇し、結婚の遅い人びと、あるいは結婚しない人たちが増大した。雇用の安定は失われ、若いコーホート（同一年齢集団）では、低賃金の不安定就労が増加した。親もとにとどまる成人未婚の世帯内単身者が増え、離家（親の家を離れること）の遅れは若い世代の目だった特徴となった。雇用と所得の不安定さは、若者の離家を阻み、世帯内単身者を増やした。親の家から独立した人たちの多くは、民間の賃貸住宅に住む。その住居費支払いの負担は重く、家計を圧迫した。この報告書は、標準パターンのライフコースの衰退という状況のもとで、若年層の住まいの実態を明らかにし、それをふまえて、住宅問題の新しい局面をとらえようとする意図をもつ。

＜社会持続のサイクル＞

若い世代にとって、社会の“メインストリーム”に入るための通路は、より狭くなった。住まいの状態は、ライフコースの特定時点だけではなく、全体に影響する。若年期に住宅安定を確保できるかどうかは、人生の「かたち」を描くうえで、重要な意味をもつ。しかし、若い世代では、安定した住まいを得られず、成人としての人生をスタートさせるための「足がかり」さえつかめない人たちが増大した。若年期に「足がかり」をもたなかった人たちにとって、人生の将来の「かたち」を構想することは、容易ではない。

若年層の住宅問題という主題が重要であるのは、それが彼ら自身に影響するだけではなく、社会維持のサイクルを弱らせ、壊すからである（平山 , 2011）。社会の再生産を支えるのは、若い世代が年長世代に続いて人生の軌道を整える、というプロセスの反復である。人びとが住む場所を安定させ、それを拠点として、仕事に就き、家族をもち、あるいは単身のままですごし、暮らしの経験を重ね……というサイクルがあってはじめて社会が持続する。住宅安定の確保が困難になれば、社会持続のサイクルは停滞せざるをえない。この点に、若年層の住宅事情に関する調査研究の意義がある。

若いコーホートの不安定さに対する社会関心は、前世紀の末から高まった（玄田 , 2001; 小杉 , 2010; 宮本 , 2004; 白波瀬 , 2005; 山田 , 2004）。しかし、注目を集めたのは、「家族」と「仕事」の状況ばかりである。そのなかで、住まいの状況が若年層におよぼす影響の深さは、ほとんどみすごされてきた。若い世代の人生の軌道を支えようとするのであれば、「住宅」からのアプローチの重要さがより強調される必要がある（平山 , 2009, 2011; Hirayama, 2012, 2013）。

社会の再生産を脅かす因子のなかで、人口の少子化はとくに強いインパクトをもつ。若年層における住宅安定の確保の困難は、少子化を促進する一因となった（平山 , 2011）。若者が親の家を離れ、独立するには、低家賃住宅が必要になる。結婚もまたローコストの住宅を必要とする。出生は、適切な質の住宅があってはじめて可能になる。少子化の原因について、幅広い検討と議論が重ねられた。しかし、良質・低家賃の住宅の不足が若者の離家・結婚・出生を抑制している点についての認識は、十分ではない。結婚するかどうか、子どもをもつかどうかは、個人の選択の問題である。社会と国家の保全のために家族をつくる必要はない。しかし、結婚と出生を願い、それが困難な人たちが増えているとすれば、その希望の実現を支えることは、社会的な課題になる。住宅事情の改善は、若者の人生の条件を変え、社会持続のサイクルを活性化する力をもつ。

＜住宅政策の転換に向けて＞

経済の長い停滞は、若年層にとくに強く影響し、そのライフコースをぐらつかせた。ポストバブルの1990 年代の不況のもとで、雇用と所得が不安定化し、住宅安定の確保はより困難になった。経済は、2000年代前半に回復しはじめた。しかし、景気好転のもとでさえ、雇用・所得は安定しなかった。アメリカのサブプライム・ローン破綻は 2007 年に表面化し、翌年にはリーマンショックが発生した。そこから拡大した世界同時不況は、日本を巻き込んだ。深刻な経済衰退は、住む場所の確保さえままならない人たちを増やした。経済停滞が続くことによって、それが「異常」ではなく、「常態」であるかのような状況が生まれた。

しかし、若年層の住宅事情の変化を理解しようとするとき、大切なのは、経済情勢だけではなく、住宅政策の組み立て方に注目する視点である（平山 , 2009）。戦後日本の住宅施策は、「中間層」の「家族」による「持ち家」取得の促進に力点を置いた。住宅金融公庫は、住宅購入支援のために大量の融資を供給した。公庫が 2007 年に廃止されてからは、おもに税制上の技法を使った持ち家支援が続いた。これに比べ、「低所得」「単身」「借家」世帯のための住宅施策は小規模であった。公営住宅の建設は少なく、その供給の大

半は若い単身者の入居を拒んだ。民営借家建設に対する援助はほとんど存在せず、公的家賃補助の供給は皆無に近い。低所得者向け住宅施策は、周縁的な位置づけしか与えられなかった。

経済が順調に成長していた時代では、若い人たちは、自力で親の家を出て、賃貸住宅を確保し、そして、「中間層」の「家族」を支援する住宅政策のもとで、結婚し、所得を増やし、「持ち家」取得をめざした。しかし、“脱成長”の時代に入った日本社会において、「低所得」「単身」の人たちの住宅確保を助けず、「借家」の居住条件を改善しない住宅政策は、若い人たちに対し、人生の「足がかり」さえ提供できていない。

以下では、アンケート調査の結果から、若年・未婚・低所得者の住宅事情をみる。そこに反映しているのは、経済要因だけではなく、住宅政策のあり方の問題点である。住まいのための政策・制度は、社会的な構築物にほかならない。住宅施策の組み立て方が若い世代の困難を解決できず、むしろこじらせているのであれば、その状況を社会的に転換することが、必要かつ可能である。この文脈において、若年層の住宅問題は、経済次元だけではなく、政策次元の現象として理解される必要がある（Hirayama, 2012, 2013）。

1－2 「年収 200 万円未満」について

本調査の対象は、若年・未婚の低所得者である。この「低所得」をどのように定義すべきかは、複雑な問題を構成し、それを解こうとすると、込み入った作業が必要になる（岩田 , 2007; 駒村 , 2007）。私たちの調査では、低所得の定義に関する問いに深入りせず、それをとらえる目安として「年収 200 万円未満」を使った。年収という指標は、計測の単位を意識し、個人年収なのか、世帯年収なのかに注意して使用する必要がある。本調査が対象としたのは、個人年収が 200 万円未満の若年・未婚者である（注）。

では、若年・未婚者のなかで、年収 200 万円未満の人たちは、どの程度の規模の集団なのか。就業構造基本調査（2012 年）から若者一般の状況をみると、首都・関西圏に住む 20 ～ 39 歳の未婚・有業者のうち 30.0%の人たちが年収 200 万円未満であった（表 1）。この数値は、私たちの調査の対象が特殊な小集団ではなく、明確に認識可能な規模の集団であることを意味する。就業構造基本調査の年収データは、有業者に関するものである。私たちの調査の対象は、無職者を含む。有業者だけではなく、多数の無職者が存在している実態を考慮に入れると、年収 200 万円未満の低所得者は、より大きな集団を形成していると考えてよい。

就業構造基本調査の結果によれば、年収 200 万円未満の有業者は、男性より女性、年齢の低いグループで、より多い（表 1）。その比率は、女性では 35.7%、男性では 25.2%と男女差を示し、20 ～ 24 歳では 52.5%、35 ～ 39 歳では 19.3%と年齢によって大きな違いをみせる。言いかえれば、「年収 200 万円未満」の位置づけは、性・年齢別に異なる。私たちの調査では、性別、年齢の高低にかかわらず、年収 200 万円未満の人たちを対象とした。したがって、本調査の対象者では、男性、年齢のより高い人たちは、同一の性・年齢の若者一般に比べ、相対的な所得がより低いといえる。以下の分析では、この点に留意する必要がある。

表 1 性・年齢別未婚有業者の年収 200 万円未満率 2012年

	総数 %	男 %	女 %
＜全国＞			
20 ～ 24 歳	52.4	47.5	57.1
25 ～ 29 歳	27.5	22.2	33.7
30 ～ 34 歳	24.9	18.9	32.9
35 ～ 39 歳	23.7	18.2	32.5
合計	33.5	27.4	41.0
＜首都圏・関西圏＞			
20 ～ 24 歳	52.5	50.1	54.7
25 ～ 29 歳	23.0	19.1	27.3
30 ～ 34 歳	20.4	15.5	27.0
35 ～ 39 歳	19.3	14.8	26.5
合計	30.0	25.2	35.7

注）1）未婚の有業者のうち、本業から通常得ている年収（税込額）が 200 万円未満の者の割合。
2）首都圏は、東京都、埼玉・千葉・神奈川県、関西圏は、京都・大阪府、兵庫・奈良県。
3）不詳を除く。
資料）『平成 24 年就業構造基本調査報告』より作成。

（注）

ワーキングプアの増大が社会関心を集めたことは、すでに周知のとおりである。このワーキングプアは、マス・メディアでは、「年収 200 万円未満」の就業者とされることが多い。さらに、学術的な調査・統計分析においても、「年収 200 万円未満」を指標としてワーキングプアを抽出する場合がある（伍賀 , 2005, 2007; 連合総合生活開発研究所 , 2010）。ワーキングプアとは、「ワーキング」であるにもかかわらず「プア」の人たちを指す。本調査の対象は、就労者とは限らず、後述のように、多数の無職者を含む。しかし、ワーキングプアに関する調査・統計分析がその対象抽出のために「年収 200 万円未満」を使う場合、その指標は、「ワーキング」ではなく「プア」を定義している。本調査では、「年収 200 万円未満」の人たちを低所得者と定義する先行研究を参照し、その指標を使って回答者を選んだ。

アンケート調査の実施では、対象者の選定に関し、複雑な指標を用いることは、現実的ではなく、単純かつ明快な目安が必要になる。この点からも、「年収 200 万円未満」を指標とした調査対象の選定を妥当と判断した。

この「年収 200 万円未満」がどの程度の水準の収入なのかを知るには、それを「最低限度の生活」水準を意味する生活保護基準と比較することが、一つの方法になる。しかし、生活保護基準は、居住地域、世帯構成、扶助の種類などに応じて異なり、大きな幅をもつ。このため、同基準の体系的な把握は、簡単ではない。そのなかで、若年層を対象とする本調査にとって参考になる資料の一つとして、後藤（2005）の作業がある。後藤は、大都市圏（1 級地－ 1 の東京都・横浜市・川崎市）の 20 ～ 40 歳の単身者について、生活保護基準の年額を勤労者の額面収入水準に換算し、260 万円程度以上になるという結果を得た。これにもとづけば、ここで対象とする「年収 200 万円未満」の若者は、単身世帯を形成している場合、生活保護基準に達しないレベルの収入しか得ていない人たちと位置づけられる。

2 “結婚する、できる”は 1 割未満―― 親との同居／別居と結婚意向

調査対象の人たちは、住まいに関し、どのような状況を経験しているのか。まず、彼らが誰とどのような世帯をつくっているのか、結婚に関してどのような意向をもっているのかを知ることが、基礎作業として不可欠になる。先述のように、人生の軌道をつくる要素の一つは「家族」の推移である。世帯形成と結婚のパターンは、若者のライフコースの骨格を形づくる。

＜ 4 人に 3 人は親と同居＞

最初に、親との同別居の実態を把握する。親もとに住んでいるのか、親から独立しているのかは、成人未婚者の住宅条件を大きく左右する。若者と親の同居は、多くの場合、住宅確保に関して若者が親に頼っている関係を示唆し、親と別居している若者の多くは、住まいを自力で確保する。後述のように、親同居のグループは、若者自身が住まいを所有・賃借し、そこに親が同居しているケースを含んでいるが、その大半は、親の所有・賃借住宅に若者が住んでいるケースである。親別居のグループには、親所有・賃借の住宅に親と離れて住んでいる若者が含まれているが、その多くは、自身で住まいを所有・賃借している若者である。

調査結果によると、親同居の割合は 77.4%におよぶ（図 1）。国勢調査（2010 年）の結果から、未婚の若者一般（首都・関西圏の 20 ～ 39 歳）に関し、親同居率をみると、61.9%であった。本調査の回答者では、親同居の割合がきわだって高く、それは、経済力がより低いために、親もとに住むことで生活を維持しようとする人たちが多いことを示唆する。若者一般では、加齢につれて離家を選ぶ人たちが増え、同居の割合が少しずつ下がるのに対し、回答者のグループでは、年齢と同居率は規則的な関係を示さない。また、親との同居は、若者一般では、男性より女性で多いのに比べ、回答者では、女性より男性で少し多い。上述のように、回答者のうち、男性、高年齢のグループでは、若者一般に比べ、経済力が相対的により低く、それを一因として、親同居率がより高くなると考えられる。

次に、若者が誰と同居しているのかを表す世帯類型をみる（表 2）。親同居のグループでは、「本人と両親」が 58.0%におよぶ一方、「本人と母」が 15.4%、「本人と父」が 4.0%を示す。夫婦と子世帯が中心を占めると同時に、単親世帯が多い点に注意する必要がある。親別居のグループでは、同居者をもたない「単身者」

図１　性・年齢別　若年未婚者の親同居率

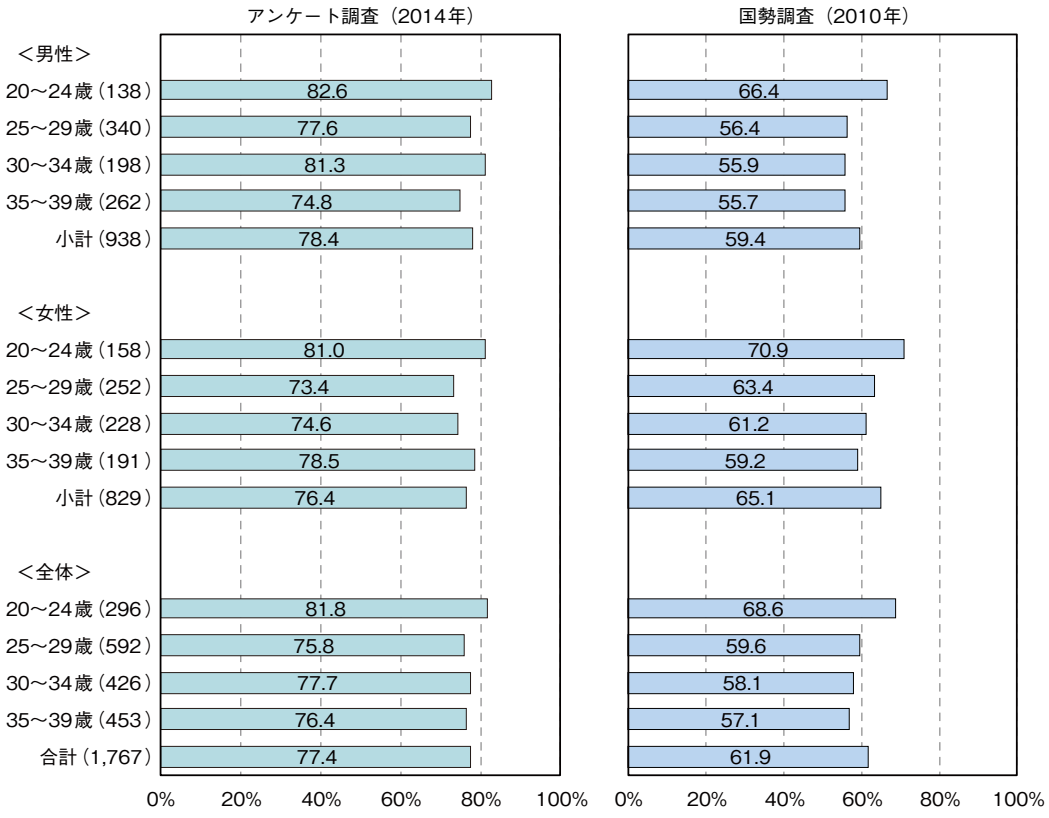

注）1）首都圏（東京都、埼玉・千葉・神奈川県）および関西圏（京都・大阪府、兵庫・奈良県）の 20 ～ 39 歳未婚者について、親と同居している者の割合を図示。
2）（　　）内はアンケート調査の回答者数。
資料）アンケート結果および『平成 22 年国勢調査報告』より作成。

表２　世帯類型

親同居	77.4%
＜本人と両親＞	<58.0%＞
＜本人と母＞	<15.4%＞
＜本人と父＞	＜4.0%＞
親別居	22.6%
＜単身者＞	<17.5%＞
＜本人と恋人・パートナー＞	＜2.8%＞
＜その他＞	＜2.3%＞
（回答者数）	(1,767)

注）1) 親同居は、親以外の同居者を含むケースがある。
2) その他は、本人と兄弟姉妹、本人と友人・ルームメイトなど。

が多く、17.5%を示す。それ以外のパターンは少なく、「本人と恋人・パートナー」が 2.8%、「その他」（本人と兄弟姉妹、本人と友人・ルームメイトなど）が 2.3%であった。

＜３人に１人、結婚したいと思わない＞

調査対象の人たちは未婚である。彼らは、結婚に関し、どのような意向をもっているのか（図２）。回答率が最も高いのは、「結婚したいと思わない」（34.1%）であった。これに次いで、「将来、結婚したいが、結婚できるかわからない」（20.3%）、「将来、結婚したいが、結婚できないと思う」（18.8%）および「わからない」（17.8%）が多い。これに対し、「結婚したいし、結婚できると思う」は 6.6%と少なく、「結婚の予定がある」は 2.5%とほぼ皆無であった。回答者の大半は、結婚の予定をもたず、結婚を希望するかどうかにかかわらず、結婚の可能性は低いと考えている。この要因は、明確にはわからない。しかし、回答者の年収は 200 万円未満と低く、さらに、後述のように、預貯金などの金融資産もまた、きわめて乏しい。経済力の弱さは、結婚指向を減退させる要因になる。

結婚に関する意向は、性・同別居・年齢によって、違いをみせる（図２）。男性・親同居・高年齢のグループにおいて、自身の結婚の可能性を低いとみている人たちがより多い。男性では、女性に比べ、「結婚したいと思わない」「わからない」がより多く、高年齢のグループでは、低年齢のグループに比べ、「結婚できないと思う」「結婚したいと思わない」および「わからない」の比率がより高い。本調査の回答者では、男性、

高年齢の人たちは、同一性・年齢の集団のなかで、相対的な所得がより低く、その点が結婚意向に影響したとみられる。また、年齢が上がるにつれて、年齢要因から結婚の可能性は低いと考える人たちが増える。親との同別居別に結婚意向をみると、親同居のグループでは、親別居の場合に比べ、「結婚できるかわからない」「結婚できないと思う」「結婚したいと思わない」の回答率がより高い。後述のように、親同居と親別居の人たちを比べると、親同居のケースにおいて、無職率がより高く、収入がより少ない。経済力が低く、結婚指向が弱いために、親もとに住み続け、親同居の継続が結婚指向をさらに弱める、というサイクルが生まれている可能性がある。

図２　性・親との同別居・年齢別　結婚に関する意向

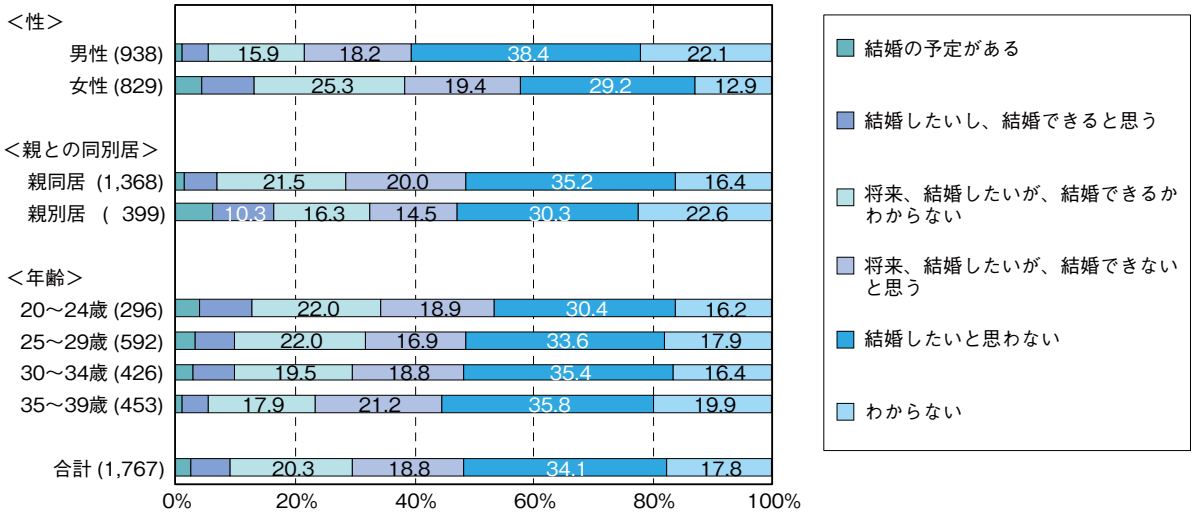

注）（　）内は回答者数。

3　増加した“移動しない人生”―― 出身地と学歴

＜８割強が出身地＝現住都府県＞

回答者の履歴を示す指標として、出身地と学歴をみる。出身地とは、小学校卒業までの最長居住地を指す。そのデータによると、現住都府県が出身地であるケースが83.3%と大半を占め、これに現住都市圏の出身者（5.5%）を合わせると、88.8%におよぶ（図３）。現住都市圏以外の遠隔地を出身地とする若者は、11.2%と少ない。親との同別居の状況は、出身地と明確に相関する。遠隔地が出身地である人たちは、親同居のグループでは3.7%と皆無に近く、親別居のグループでは37.1%を占める。

前世紀後半の日本では、多数の若者が地方から大都市に移動し、自身の住まいを確保した。地方の若者

図３　親との同別居別　出身地

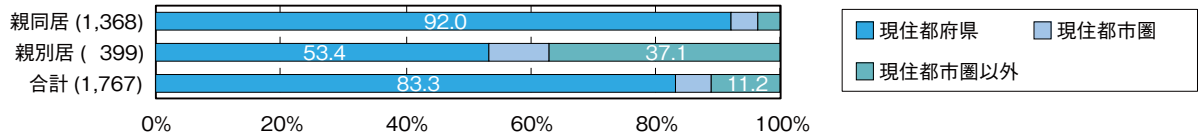

注）1）都市圏は、首都圏（東京都、埼玉・千葉・神奈川県）または関西圏（京都・大阪府、兵庫・奈良県）。
2）（　）内は回答者数。

にとって、大都市は「出ていく先」の場所であった。彼らは、都市地域に向かって「移動する人生」を経験し、出身地は「故郷」となった。これに対し、21 世紀の大都市に住む若者の多くは、その場所を出身地とし、親もとにより長く住む。彼らは、「移動しない人生」を形成し、「出ていく先」を求めるとは限らない。出身地が現住地である場合、その場所は「故郷」とは呼ばれない。

一方、現代の大都市では、その都市の出身者が主流を占めるとはいえ、地方出身者は存在する。若年層の住宅事情を理解しようとするとき、都市出身者と地方出身者の条件がまったく異なる点をみる必要がある。大都市で育ち、そこに住み続ける若者の多くは、親との同居という選択肢をもつ。地方から大都市に移った人たちは、自身の住まいを探さざるをえない。

＜3 人に 1 人、大卒者＞

次に、学歴を観察すると、最も多いのは、「大卒」(33.9%) であった (表 3)。これに次いで、「高卒」(24.5%)、「短大・高専・専門学校卒」(22.2%) が多い。学歴の低い「中卒」と「高校中退」は、合わせて 8.4%を占めた。回答者のグループは、低所得という共通性をもっているが、その学歴は多様で、多数の大卒者がみられると同時に、低学歴の人たちが存在する。

学歴を性別にみると、女性より男性で高学歴の場合が多く、大卒以上（大卒、大学院中退および大学院修了）の比率は、女性では 31.0%、男性では 42.7%であった（表 3)。年齢別のデータによると、年齢が高いほど学歴が相対的に低い場合が多く、大卒以上は、20 ～ 24 歳での 43.6%に比べ、35 ～ 39 歳では 26.7%と少ない。これは、高学歴の人たちは、加齢につれて、低所得のグループから抜けだす場合が多く、そして、年齢が上がっても低所得のままの人たちの学歴が相対的に低いという傾向を示唆する。一方、より低年齢グループに「中卒」「高校中退」が多い点に注意する必要がある。その比率は、20 ～ 24 歳では 12.1%を示す。若い世代の低所得層に低学歴の人たちが増加しているとすれば、年齢が上がっても低所得のグループにとどまるというパターンが増える可能性がある。親との同別居実態と学歴の関連をみると、親同居のグループでは、相対的に学歴の低い人たちが多い。大卒以上の比率は、親同居では 35.2%、親別居では 44.6%であった。学歴要因から経済力を上げることが難しい人たちは、親もとに住み続ける傾向をもつとみられる。

表 3　性・親との同別居・年齢別　最終学歴

		中学校卒業	高等学校中退	高等学校卒業	短大・高専・専門学校中退	短大・高専・専門学校卒業	大学中退	大学卒業	大学院中退	大学院修了	その他	（回答者数）
＜性＞												
男性	%	5.7	3.9	23.1	1.7	16.3	6.3	37.5	1.4	3.8	0.2	(938)
女性	%	3.6	3.4	26.1	3.3	29.0	3.6	29.8	0.2	1.0	0.1	(829)
＜親との同別居＞												
親同居	%	5.0	3.7	26.2	2.8	22.0	5.2	32.2	0.7	2.3	0.1	(1,368)
親別居	%	3.8	3.5	18.8	1.3	23.1	4.5	39.8	1.5	3.3	0.5	(399)
＜年齢＞												
20 ～ 24 歳	%	7.4	4.7	20.3	3.0	15.5	5.4	42.2	0.7	0.7	0.0	(296)
25 ～ 29 歳	%	4.6	4.4	19.9	1.9	19.6	5.2	38.7	1.2	4.4	0.2	(592)
30 ～ 34 歳	%	4.2	3.3	29.1	3.1	20.4	5.6	31.2	1.2	1.9	0.0	(426)
35 ～ 39 歳	%	3.5	2.4	28.9	2.2	31.8	4.0	24.7	0.2	1.8	0.4	(453)
合計	%	4.7	3.7	24.5	2.4	22.2	5.0	33.9	0.8	2.5	0.2	(1,767)

4 多い極貧レベルの人たち―― 経済生活基盤の実態

4－1 無職と不安定就労

＜無職が 4 割弱、非求職が 2 割強＞

若者が人生の「足がかり」を確保し、ライフコースの「かたち」を組み立てようとするとき、良質の「仕事」が必要になる。稼働年齢の多くの人びとにとって、就労にもとづく所得は、経済生活の基盤を安定させる中心手段である。しかし、この「仕事」に関し、低所得の若者たちは、困難な状況に置かれてきた。

調査回答者の比較対象として、国勢調査（2010 年）の結果から未婚の若者一般（学生を除く首都・関西圏の 20 ～ 39 歳）のデータを抜きだし、両者の無職率を計算した。その結果によると、無職率は、若者一般での 14.3%に比べ、回答者では著しく高く、39.1%におよぶ（図 4）。無職の回答者の内訳をみると、職探しをしていない人たちがより多く、「無職（求職中）」が 16.9%、「無職（非求職）」が 22.2%であった。

図 4　性・親との同別居・年齢別　無職率

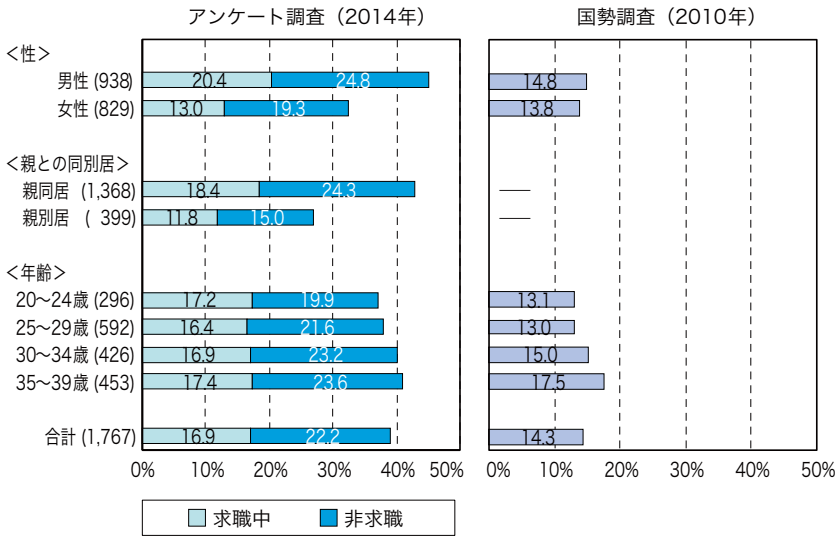

注）1）首都圏（東京都、埼玉・千葉・神奈川県）および関西圏（京都・大阪府、兵庫・奈良県）の 20 ～ 39 歳未婚者について、無職者の割合を図示。
2）（　）内はアンケート調査の回答者数。
資料）アンケート結果および『平成 22 年国勢調査報告』より作成。

無職率を性別にみると、若者一般では、男性（14.8%）と女性（13.8%）が同程度の値を示すのに対し、回答者では、女性（32.3%）より男性（45.2%）の値が大幅に高い（図 4）。先述のように、回答者の男性は、女性に比べて、同一性のグループのなかでの相対的な所得がより低く、それは、男性の無職率がより高いという傾向に符合する。年齢別のデータでは、若者一般と回答者に共通して、年齢が高いほど無職がより多い。高年齢の 35 ～ 39 歳の無職率は、若者一般では 17.5%を示し、回答者では 41.0%に達する。回答者の無職率を、親との同別居別にみると、別居では 26.8%であるのに比べ、同居では 42.7%ときわめて高い。親同居のグループでは、多くの若者が無職で、親もとに住むことで生活を維持する状況にある。

＜正社員 8%、就労経験なし 27%＞

続いて、雇用形態を観察すると、「正規社（職）員」は 7.8%にすぎない（表 4）。これに比べ、「パート、アルバイト、臨時・日雇い」が 38.0%と高い比率を示し、さらに「契約・嘱託・派遣社（職）員」が 9.1%を占める。調査対象となった未婚・低所得の若者は、無職の場合が多く、有職の場合でも、その雇用の大半は安定性を欠く。職種のデータによると、就労している回答者では、「サービス・販売・営業職」（27.9%）が最も多く、次いで「事務職」（14.7%）、「技能・労務職」（12.3%）の比率が高い（表 5）。「専門・技術・管理職」

は5.4%と少ない。

有職者に関し、現在の仕事の継続期間をみると、「5年以上」が24.6%を占めると同時に、「3カ月未満」(12.5%)、「3カ月～半年未満」(9.7%)、「半年～1年未満」(12.0%)が1割前後ずつを占め、1年未満のケースが34.2%におよぶ(表6)。仕事が短期間しか続かない不安定就労の若者が多いとみられる。無職者に対し、無職の期間をたずねた(表7)。その結果によると、「就労経験なし」が27.0%に達し、さらに、無職が「5年以上」のケースが27.0%を示す。無職期間が短い「3カ月未満」は6.1%、「3カ月～半年未満」は5.4%と少ない。無職のグループでは、無職の状態が一時的とはいえず、むしろ固定しているケースが多い。この点は、求職活動をしていない無職者が多いという上述の傾向に符合する。

表4　現在の仕事の雇用形態

正規社(職)員	7.8%
契約・嘱託・派遣社(職)員	9.1%
パート、アルバイト、臨時・日雇い	38.0%
自営業、自由業	6.0%
無職(求職中)	16.9%
無職(非求職)	22.2%
(回答者数)	(1,767)

表5　現在の仕事の職種

事務職	14.7%
サービス・販売・営業職	27.9%
技能・労務職	12.3%
専門・技術・管理職	5.4%
無職(求職中)	16.9%
無職(非求職)	22.2%
その他	0.6%
(回答者数)	(1,767)

注)技能・労務職は、生産・技能・現業職、
建築・土木関係職、運転・運搬・倉庫関係職、
清掃関係職、警備・保安関係職。

表6　現在の仕事の継続期間

3カ月未満	12.5%
3カ月～半年	9.7%
半年～1年	12.0%
1～2年	16.2%
2～3年	10.7%
3～4年	9.1%
4～5年	5.3%
5年以上	24.6%
(回答者数)	(1,083)

注)有職者について集計。

表7　無職の期間

就労経験なし	27.0%
3カ月未満	6.1%
3カ月～半年	5.4%
半年～1年	6.7%
1～2年	8.2%
2～3年	7.6%
3～4年	6.9%
4～5年	5.0%
5年以上	27.0%
(回答者数)	(684)

注)無職者について集計。

4－2　少ない収入・資産

＜個人の年収なし27%、50万円未満が23%＞

経済状態を決定する最重要の因子の一つは所得である。調査対象者は、「年収200万円未満」という指標によって抽出された。しかし、年収分布をより細かく観察すると、年収「なし」(26.8%)が最も多く、次いで「50万円未満」(22.8%)の割合が高い(図5)。回答者の多くは、「年収200万円未満」の範囲のなかで、より低収入のグループに属し、あるいは無収入の状態にある。個人年収の指標からみる限り、“極貧”の人たちが多いといえる。

性別にみると、女性に比べ、男性の収入がより低い(図5)。年収「なし」、「50万円未満」は、女性では21.5%、20.9%、男性では31.4%、24.5%であった。年齢別のデータによると、高年齢のグループでは、「年収200万円未満」の範囲内ではあるが、相対的に高収入の人たちが多い。しかし同時に、無収入のケー

スは年齢が高いグループでも多い。年収「150 万～ 200 万円未満」の割合は、年齢 20 ～ 24 歳での 6.8%に比べ、35 ～ 39 歳では 15.2%と高く、その一方、年収「なし」は、すべての年齢層で 25 ～ 27%台を示す。これは、加齢につれて収入分布が分散する傾向を示唆している。親との同別居の状況は、年収と相関し、親同居の若者において収入がより低い。年収「なし」、「50 万円未満」の割合は、親別居では 19.5%、19.0%、親同居では、28.9%、23.9%であった。年収がとくに低い若者と無収入の若者は、親との同居によって経済生活を成立させる場合がより多いとみられる。

図 5　性・親との同別居・年齢別　2013 年の個人年収

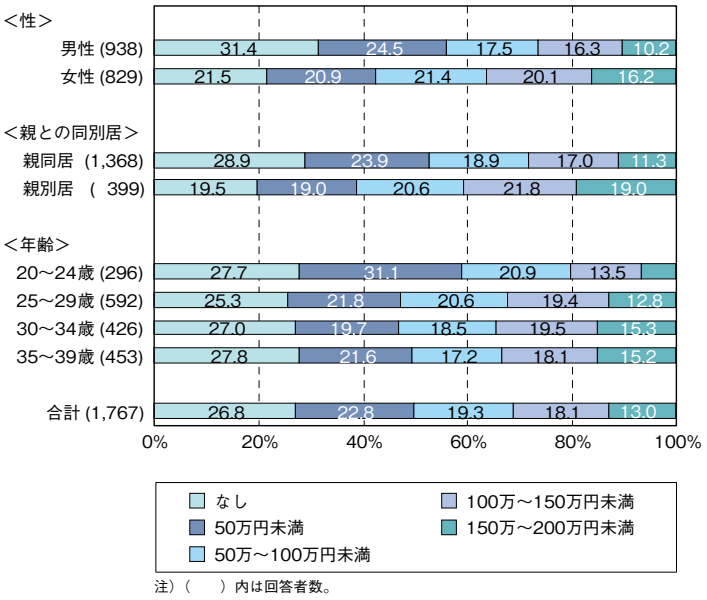

注）（　）内は回答者数。

＜世帯の収入も低い＞

次に、回答者が属している世帯の年収をみる。この世帯年収は、回答者とそれ以外の世帯員の年収の合計であるため、当然ながら、回答者の個人年収を上回る。しかし、世帯年収はけっして高いとはいえず、200 万円未満の世帯が 42.7%におよび、500 万円以上の世帯は 21.0%にとどまる（図 6 ）。

図 6　性・親との同別居・年齢別　2013 年の世帯年収

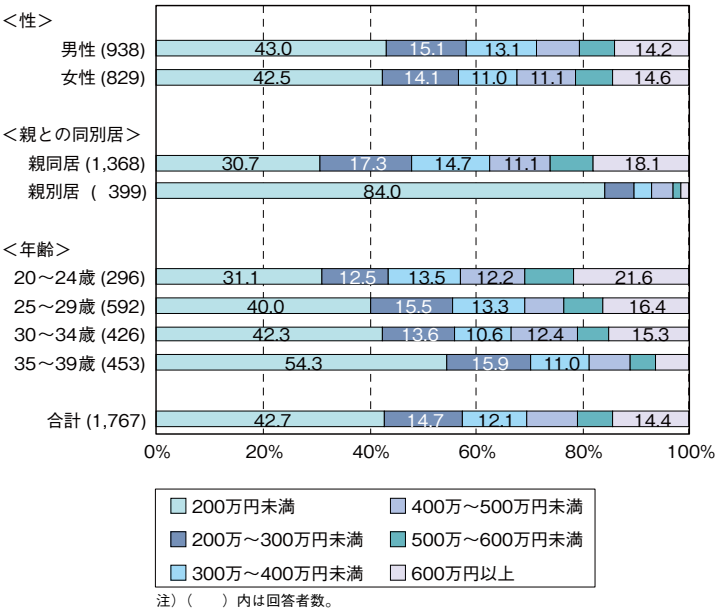

注）（　）内は回答者数。

親との同別居別にみると、親別居のケースでは、世帯年収「200 万円未満」が 84.0%に達し、これは、個人年収と世帯年収が同一である単身世帯が多いことを反映する（図 6 ）。これに比べ、親同居の場合は、親の所得があるため、世帯年収の分布は高年収側にシフトする。しかし、この親同居のケースにおいても、低年収の世帯が多く、「200 万円未満」が 30.7%を占め、500 万円未満の世帯が 73.8%におよぶ。これは、回答者が低収入であると同時に、同居の親の収入も低い場合が多いことを表している。先述のように、親同居のグループでは、両親と子を含む世帯が中心を占めると同時に、単親世帯が多い。この単親世帯の収入がとくに低い。性別にみると、個人年収では、男性の収入がより低いのに対し、世帯年収では、男女差が小さい。男性の回答者では、同居の親などの収入が相対的に高い場合が多いとみられる。年齢別のデータによれば、年齢が高いほど世帯年収の低いケースが多く、「200 万円未満」の割合は、20 ～ 24 歳での 31.1%に比べ、35 ～ 39 歳では 54.3%と高い。これは、回答者の年齢が高いケースにおいて、親の所得が定年退職などによって下がった場合が多いためと推測される。

＜親の援助ありが 45%＞

調査対象の若者と親が経済上の援助の関係をもつかどうかをたずねたところ、無関係の場合が 49.6%と約半数に達し、その一方では、親から不定期に援助を受ける回答者が 24.6%、親の支援を定期的に得ているケースが 20.8%を占めた（表 8）。低所得の若者にとって、親からの経済援助は、生活基盤の維持のために重要な役割をはたしている場合がある。親の援助を定期的に受けているケースに関し、その 1 カ月当たりの金額を質問した。その結果によれば、経済援助の規模には幅が認められ、 2 万円未満が 43.6%と高い比率を占めると同時に、 4 万円以上が 30.0%、 6 万円以上が 15.3%を示した。

表 8　親との経済援助関係

親から不定期に経済援助を受けた	24.6%
親から定期的に経済援助を受けた	20.8%
＜ 2 万円未満 ＞	<43.6% >
＜ 2 万～ 4 万円未満 ＞	<26.4% >
＜ 4 万～ 6 万円未満 ＞	<14.7% >
＜ 6 万～ 8 万円未満 ＞	< 4.4% >
＜ 8 万～ 10 万円未満 ＞	< 2.7% >
<10 万円以上 ＞	< 8.2% >
親に不定期に経済援助をした	3.1%
親に定期的に経済援助をした	4.7%
経済援助関係はなかった	49.6%
（回答者数）	(1,767)

注）＜　　＞内は、親から定期的に経済援助を受けた者に関する、1 カ月当たり援助額の構成比。

＜預貯金なし 43%、50 万円未満が 3 割弱＞

続いて、回答者の金融資産（預貯金・株式など）をみると、資産「なし」が多く、43.0%におよび、資産をもつ場合でも、「10 万円未満」が 15.2%、50 万円未満までで 29.2%を占め、小規模資産のケースが多い（図 7）。資産が 100 万円以上の回答者は 20.2%にとどまる。低所得の若者の多くは、低所得であるがゆえに、資産をほとんど蓄積できない状態にある。

性別のデータでは、女性より男性で金融資産の乏しいケースがより多い（図 7）。資産「なし」、「10 万円未満」の割合は、女性では 40.4%、11.6%、男性では 45.3%、18.3%であった。年齢別にみると、高年齢のグループで資産の多い人たちの割合が高く、100 万円以上のケースは、20 ～ 24 歳では 10.8%にすぎないのに対し、35 ～ 39 歳では 24.7%を占める。しかし、資産「なし」の割合は、どの年齢層でも高く、 4 割強を示す。金融資産の規模分布は、加齢につれて分解する傾向をみせている。親との同別居実態は、資産規模と明確な相関は示さない。上述のように、親別居の場合に比べ、親同居のケースでは、個人所得がより低い。しかし、親同居のグループでは、生活に必要な個人支出は、親別居のグループより少ないとみられる。その結果、金融資産の規模が親同居と親別居で同程度になったという推測がありえる。

図 7　性・親との同別居・年齢別　金融資産

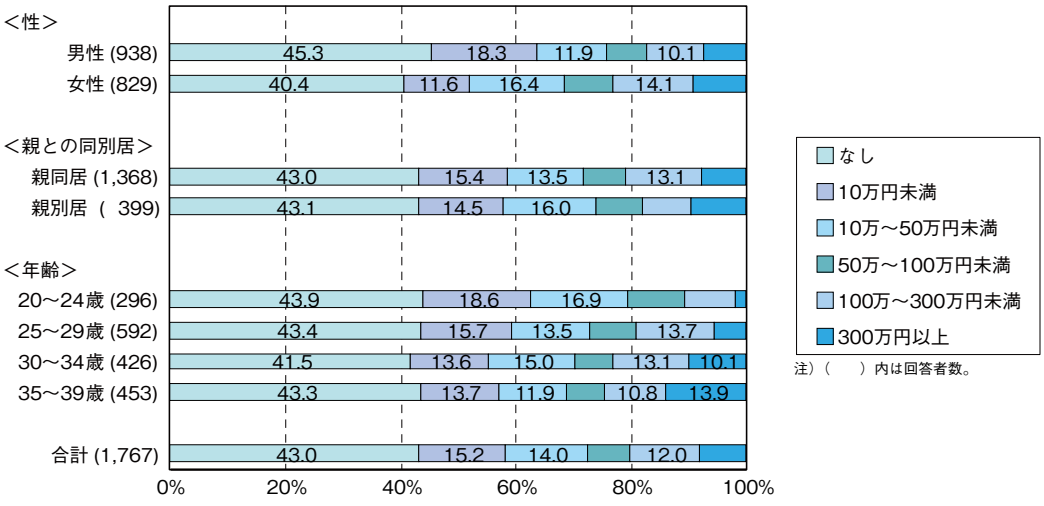

注）（　　）内は回答者数。

4－3 社会保険加入の不安定さ

雇用・健康・年金保険は、失業・疾病・高齢などのリスクに備え、経済生活の基盤を保全する仕組みである。しかし、本調査の回答者は、これらの保険の制度に安定的に包摂されているとは限らない。まず、雇用保険加入の状況では、「一般の雇用保険の被保険者」は25.5%にとどまるのに対し、「加入していない」が58.9%と多く、さらに「わからない」が14.8%を占める（表9）。これは、上述のように、就労経験をもたない人たち、長期にわたる無職者が多く、就労している場合でも、パート、アルバイト、臨時・日雇いの人たちが多いためである。

健康保険の加入実態をみると、国民健康保険の保険料を自分で納めている人たちが26.1%、勤務先健康保険・政府管掌健康保険などに加入しているケースが12.3%であった（表9）。これに加え、親・親族の支えを得ている若者がみられ、国民健康保険の保険料を親・親族が負担している場合が22.0%、親・親族の勤務先・政府管掌健康保険などへの加入が11.9%を占める。他方で、健康保険制度に含まれていない人たちが存在し、「加入していない」が10.4%を示す。さらに、「わからない」と回答した13.8%の若者には、健康保険に加入していない場合があるとみられる。

公的年金保険の加入実態では、国民年金の保険料を自分で納めている若者が25.5%、勤務先の厚生・共済年金などへの加入が12.1%を占める（表9）。その一方、回答者の経済力の弱さを反映し、国民年金の保険料が免除・納付猶予となっている人たちが16.8%になる。また、健康保険の場合と同様に、親・親族の支援を受けるケースが存在し、親・親族による国民年金の保険料負担が11.3%を占めた。これに対し、公的年金保険に「加入していない」若者が存在し、13.2%を示す。加入状況が「わからない」（16.2%）と回答したグループもまた、非加入のケースを含むと推測される。さらに、回答者の4.9%が国民年金の保険料を滞納している状態にある。調査のこうした結果には、低所得の若者と公的年金制度の関係の不安定さが表れている。

表9 雇用・健康・年金保険の加入状況

＜雇用保険＞	
一般の雇用保険の被保険者	25.5%
日雇労働被保険者	0.8%
加入していない	58.9%
わからない	14.8%
合計	100.0%
＜健康保険＞	
国民健康保険に加入し、保険料を自分で納めている	26.1%
国民健康保険に加入し、保険料を親などの親族が納めている	22.0%
国民健康保険に加入し、保険料は免除・納付猶予されている	2.6%
国民健康保険に加入しているが、保険料を滞納している	1.0%
勤務先・政府管掌健康保険などに加入している	12.3%
親・親族の勤務先・政府管掌健康保険などに加入している	11.9%
加入していない	10.4%
わからない	13.8%
合計	100.0%
＜公的年金保険＞	
国民年金に加入し、保険料を自分で納めている	25.5%
国民年金に加入し、保険料は親などの親族が納めている	11.3%
国民年金に加入し、保険料は免除・納付猶予されている	16.8%
国民年金に加入しているが、保険料を滞納している	4.9%
勤務先の厚生年金・共済年金などに加入している	12.1%
加入していない	13.2%
わからない	16.2%
合計	100.0%
（回答者数）	(1,767)

5 いじめ、ひきこもり、就職挫折、人間関係トラブル、うつ病…… ―― 苦難の経験と相談相手

調査対象の若者たちは、自身の家族をつくらず、安定した仕事をもたず、そして、低収入または無収入で、将来の結婚の可能性は低いとみている。この状況の原因がどこにあるのかは、容易には解けない問いである。しかし、その一つとして、これまでの人生の途上に何らかの苦難が生じ、それが現在にまで影響している可能性が考えられる。

＜3人に1人が「いじめ」を経験、3割弱が「うつ病など」＞

本調査では、家庭、学校、仕事、病気・事故に関するさまざまな困難の経験の有無をたずねた（表10）。その結果によると、育った家庭については、「親の経済困窮」（16.3%）、「家族関係の不和・断絶」（13.1%）、「父母の離婚・別居」（11.1%）などの回答率がそれぞれ1割を超え、学校生活に関しては、「いじめ」を経験した人たちが34.2%と多く、さらに「不登校・ひきこもり」の経験者が22.5%を占めた。仕事関連では、「職場での人間関係のトラブル」（28.4%）、「新卒期の就職活動での失敗・挫折」（21.0%）の回答率がそれぞれ2割を上回る。これに加え、「うつ病などの精神的な問題」をかかえた人たちが27.6%と多い。

困難の経験に関し、回答率がそれぞれ2割を超えた5項目について、性・同別居・就労状況との相関を調べた（図8）。性別に差を示し、女性での回答率が高かったのは、「いじめ」（男31.1%、女37.8%）、「不登校・引きこもり」（男20.1%、女25.2%）および「職場での人間関係のトラブル」（男24.7%、女32.4%）であった。親との同別居別にみると、親同居では、「いじめ」（同居36.8%、別居25.3%）、「不登校・引きこもり」（同居24.3%、別居16.3%）、「うつ病などの精神的問題」（同居28.5%、別居24.3%）などの回答率がより高い。これらの困難の経験によって若者の離家が難しくなっている可能性がある。就労状況別のデータによると、求職活動をしてい

表10　家庭、学校、仕事、病気・事故に関する困難の経験【それぞれ複数選択】

＜家庭での経験＞	
親の経済困窮	16.3%
親との死別	9.3%
父母の離婚や別居	11.1%
親子関係などの家族関係の不和や断絶	13.1%
親や兄弟姉妹からの虐待や暴力	4.9%
家庭でのその他の大きな出来事	1.1%
家庭での上記のような経験はない	62.5%
＜学校での経験＞	
いじめ	34.2%
不登校やひきこもり	22.5%
受験での失敗や挫折	14.4%
学校でのその他の大きな出来事	1.9%
学校での上記のような経験はない	48.6%
＜仕事に関する経験＞	
新卒期の就職活動での失敗や挫折	21.0%
リストラや解雇・倒産などあなたの意志によらない退職	13.1%
長時間残業や休日勤務、低賃金など劣悪な条件のもとでの労働	17.9%
職場での人間関係のトラブル	28.4%
職場でのその他の大きな出来事	1.2%
職場での上記のような経験はない	50.5%
＜病気や事故、災害などの経験＞	
生活に支障があるような疾患や障がいを持った	11.5%
うつ病などの精神的な問題をかかえた	27.6%
大きな事故や災害に遭遇した	4.7%
病気や事故、災害などに関するその他の大きな出来事	1.6%
病気や事故、災害などに関する上記のような経験はない	63.3%
（回答者数）	(1,767)

図8　性・親との同別居・就労状況別　困難の経験

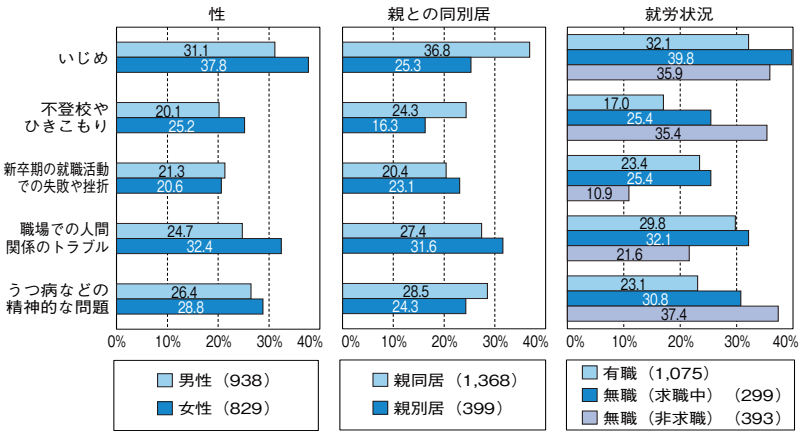

注）1）経験率が2割を超えた5項目の困難について図示。　2）（　）内は回答者数。

ない無職の若者で「不登校・引きこもり」（35.4%）と「うつ病などの精神的問題」（37.4%）の回答率が顕著に高い。これらの経験は、現在における就労困難の要因を構成する側面をもつと推測される。無職（非求職）のグループでは、仕事関連の苦難に関する回答率は低く、それは、就労経験の少なさに関係する。

＜相談相手いない 36%、男性では半数弱＞

では、未婚・低所得の若者は、困りごと、悩みごとに直面したとき、誰に相談しているのか（表 11）。この点を複数選択方式でたずねたところ、「親」が最も多く、48.2%を占めた。これに次いで多いのは、「相談できる人はいない」で、その割合は 36.0%におよんだ。ここには、孤立状態の若者の存在が示唆されている。親以外では、「友人」（28.1%）、「兄弟姉妹」（15.1%）、「恋人・パートナー」（10.5%）を相談相手とする回答者が 1 割から 3 割弱を示す。「親・兄弟姉妹以外の親族」（2.2%）、「職場の同僚・上司」（3.9%）に相談する若者はきわめて少なく、また、「NPO などの支援団体」（1.6%）、「行政などの専門機関」（3.0%）などの組織対応を利用しようとする回答者はほぼ皆無であった。

性別に相談相手をみると、「相談できる相手はない」の比率が、女性での 23.9%に比べ、男性では 46.7%と顕著に高く、男性の孤立リスクがより高いとみられる（表 11）。女性は、男性に比べ、「親」（男 40.8%、女 56.6%）、「友人」（男 19.9%、女 37.4%）に相談する場合が多い。親との同別居別に観察すると、「親」を相談相手とするのは、親別居での 37.3%に比べ、親同居では 51.4%と高い。しかし、親同居の若者は、親同居であるにもかかわらず、約半数しか親に相談しないともいえる。「友人」を相談相手とする若者の比率は、親同居・別居ともに 3 割前後を示し、大きな差はみせず、それに対し、「恋人・パートナー」に相談する若者は、親別居での 20.6%に比べ、親同居では 7.6%と少ない。就労状況別のデータによると、「相談できる人はいない」の比率が、有職での 31.4%に比べて、無職（非求職）では 45.3%と大幅に高い。求職活動をしていない無職の若者は、何らかの困難をかかえている場合が多いと考えられ、にもかかわらず、より高い孤立リスクを有している。

表 11　性・親との同別居・就労状況別　困ったときの相談相手【複数選択】

		親	兄弟姉妹	親・兄弟姉妹以外の親族	恋人・パートナー	友人	職場の同僚・上司	NPOなどの支援団体	行政などの専門機関	その他	相談できる人はいない	（回答者数）
＜性＞												
男性	%	40.8	12.4	1.2	5.4	19.9	2.2	1.5	3.6	2.1	46.7	(938)
女性	%	56.6	18.1	3.3	16.3	37.4	5.8	1.7	2.3	1.9	23.9	(829)
＜親との同別居＞												
親同居	%	51.4	15.7	2.0	7.6	27.1	3.7	1.4	2.8	1.8	36.1	(1,368)
親別居	%	37.3	12.8	2.5	20.6	31.6	4.5	2.3	3.8	2.8	35.6	(399)
＜就労状況＞												
有職	%	50.0	16.0	2.7	13.6	34.0	6.1	0.8	2.0	1.1	31.4	(1,075)
無職（求職中）	%	46.8	11.7	1.7	4.7	25.4	0.3	2.7	5.0	2.3	40.1	(299)
無職（非求職）	%	44.3	15.0	1.0	6.6	14.2	0.5	2.8	4.3	4.3	45.3	(393)
合計	%	48.2	15.1	2.2	10.5	28.1	3.9	1.6	3.0	2.0	36.0	(1,767)

6 親持ち家が 6 割、自己借家は 2 割―― 住宅所有形態について

6－1 誰の所有・賃借なのか

では、若年・未婚・低所得の人たちは、住む場所に関し、どのような状態を経験しているのか。人びとの居住の実態をとらえようとするとき、とくに重要な指標は、住宅の所有形態である。住人と所有者が同一の場合の住宅は持ち家である。住人が別の個人または組織から住宅を借りているケースでは、その住まいは借家に分類される。何らかの住宅を持ち家または借家と特定するとき、それは、通常、住んでいる世帯が所有しているのか、借りているのかに関する観察にもとづき、その世帯のなかの誰が所有・賃借しているのかまでは問わない。しかし、若者と住まいの関係をみるには、「その住宅を所有・賃借しているのは誰なのか」を調べる必要がある。若者は、自身で住まいを所有・賃借しているとは限らず、親が所有・賃借している住宅に住んでいる場合が多い。そして、自分の住宅に住んでいるのか、親の家に住んでいるのかによって、若者の住宅条件は大きく異なる。

ここでは、持ち家と借家のそれぞれを、親の所有・賃借なのか、若者自身の所有・賃借なのかによって区分し、「親持ち家」「親借家」「自己持ち家」「自己借家」および「その他」という所有形態の分類をつくった。この「親」は親以外の親族を含み、「自己」は同居の恋人・パートナーを含む。「その他」には、間借り・下宿、定まった住居のないケースなどが含まれる。

調査結果から住宅所有形態をみると、親所有・賃借の住宅に住む人たちが 74.1%におよぶ（表 12）。「親持ち家」が顕著に多く、60.9%に達し、「親借家」は 13.2%であった。未婚・低所得の若者のマジョリティは、親の持ち家に住み、それによって生活を維持する状況にある。これに対し、自己所有・賃借の住宅に住む人たちは、24.0%を占め、その内訳では、「自己借家」（19.5%）が多く、「自己持ち家」（4.5%）は少ない。未婚・低所得の若者は、住宅を購入する経済力を備えていないと考えられ、自己所有の持ち家は、多くの場合、相続・贈与、親・親族との共有などで取得したと推測される。

表 12 世帯類型・年齢・個人年収・世帯年収別 住宅所有形態

		親持ち家	親借家	自己持ち家	自己借家	その他	(回答者数)
＜世帯類型＞							
親同居	%	73.5	15.4	4.0	5.8	1.2	(1,368)
＜本人と両親＞	%	<78.8>	<12.5>	＜3.8>	＜3.4>	＜1.5>	(1,025)
＜本人と母＞	%	<56.8>	<24.9>	＜4.8>	<13.2>	＜0.4>	(273)
＜本人と父＞	%	<61.4>	<20.0>	＜4.3>	<12.9>	＜1.4>	(70)
親別居	%	17.5	5.8	6.0	66.4	4.3	(399)
＜単身＞	%	<16.2>	＜4.2>	＜6.5>	<68.3>	＜4.9>	(309)
＜本人と恋人・ﾊﾟｰﾄﾅｰ＞	%	<10.0>	＜4.0>	＜6.0>	<80.0>	＜0.0>	(50)
＜その他＞	%	<37.5>	<20.0>	＜2.5>	<35.0>	＜5.0>	(40)
＜年齢＞							
20 ～ 24 歳	%	64.2	17.6	3.7	11.8	2.7	(296)
25 ～ 29 歳	%	58.6	14.0	4.2	20.9	2.2	(592)
30 ～ 34 歳	%	60.8	12.2	4.2	21.1	1.6	(426)
35 ～ 39 歳	%	61.8	10.2	5.5	21.2	1.3	(453)
＜個人年収＞							
なし	%	63.4	15.4	3.4	13.1	4.7	(473)
50 万円未満	%	64.0	13.2	4.7	16.9	1.2	(403)
50 万～ 100 万円未満	%	57.5	13.5	5.9	22.6	0.6	(341)
100 万～ 150 万円未満	%	61.6	11.6	3.4	22.5	0.9	(320)
150 万～ 200 万円未満	%	54.3	10.4	5.7	28.7	0.9	(230)
＜世帯年収＞							
200 万円未満	%	44.0	11.4	6.0	35.1	3.6	(755)
200 万～ 300 万円未満	%	66.0	18.9	3.1	12.0	0.0	(259)
300 万～ 400 万円未満	%	69.2	17.3	2.3	10.3	0.9	(214)
400 万～ 500 万円未満	%	72.0	14.3	3.0	10.1	0.6	(168)
500 万～ 600 万円未満	%	77.8	11.1	8.5	2.6	0.0	(117)
600 万円以上	%	83.9	9.4	2.4	2.8	1.6	(254)
合計	%	60.9	13.2	4.5	19.5	1.9	(1,767)

注）1）親同居は、親以外の同居者を含むケースがある。
2）世帯類型のその他は、本人と兄弟姉妹、本人と友人・ルームメイトなど。
3）住宅所有形態のその他は、間借り・下宿、シェアハウス、定まった住居がないケース。

6－2 住宅所有形態の特性

＜親同居グループで「親持ち家」が 4 分の 3 ＞

世帯類型に関連づけて住宅所有形態を観察する(表 12)。親同居のグループでは、「親持ち家」が 73.5%、「親借家」が 15.4%を占め、両者を合わせると、88.9%に達する。親と同居する若者の大半は、親所有・賃借の住宅に住んでいる。しかし、他方では、若者が所有・賃借する住宅に親が同居しているケースがみられ、親同居の 5.8%が「自己借家」、4.0%が「自己持ち家」であった。親同居のケースでは、住宅確保に関し、若者が親に頼るパターンが主流であると同時に、親が子どもに頼る場合が少しあるとみられる。親同居の世帯類型の中心を占める「本人と両親」では、「親持ち家」の割合がとくに高く、78.8%に達する。これに対し、「本人と母」、「本人と父」では、「親持ち家」が 56.8%、61.4%と相対的に低く、その一方、借家世帯が多くみられ、「親借家」が 24.9%、20.0%、「自己借家」が 13.2%、12.9%を示した。夫婦と子世帯と単親世帯の住宅所有形態の違いは、経済力の差を反映する部分が大きいと考えられる。

＜親別居グループの 3 分の 2 が「自己借家」＞

親別居の若者の多くは、自身で確保した住居に住み、その 66.4%の住まいは「自己借家」である。これに「自己持ち家」の 6.0%を合わせると、72.4%になる。また同時に、親所有・賃借の住宅に親から離れて居住しているケースがみられ、親と別居している人たちの住宅の 17.5%は「親持ち家」、5.8%は「親借家」であった。これは、親別居の場合でも、住宅確保に関し、親の支援を得ている若者が存在することを含意する。親別居のグループは、「単身」を中心とし、それ以外に「本人と恋人・パートナー」などを含む。「単身」では、「自己借家」が 68.3%と高く、そして同時に、「親持ち家」(16.2%) が相対的に多い。これに比べ、「本人と恋人・パートナー」では、「自己借家」の比率がより高く、80.0%におよぶ。

＜年齢・年収で異なる住宅所有形態＞

住宅所有形態別に年齢・年収をみると、年齢が高いほど、また年収が多いほど、親所有・賃借の割合が低く、「自己借家」の比率が高い (表 12)。「親持ち家」と「親借家」を合わせた比率は、20 ～ 24 歳では 81.8%、年収「なし」では 78.8%ときわめて高いのに対し、35 ～ 39 歳では 72.0%、年収「150 万～ 200 万円未満」では 64.7%と相対的に低い。「自己借家」の比率は、20 ～ 24 歳での 11.8%、年収「なし」での 13.1%に比べ、35 ～ 39 歳では 21.2%、年収「150 万～ 200 万円未満」では 28.7%と高い。先述のように、高年齢のグループは、年収が相対的に高い人たちを含む。そして、加齢にともなって所得が増えたケースでは、離家と借家の自力確保が進むと考えられる。しかし、年齢が上がっても低収入のままの人たちが多く、また、収入が増えても、それは「年収 200 万円未満」の範囲内である。このため、高年齢、相対的に年収の高い人たちのグループでも、「親持ち家」が過半数を占めている。

世帯年収と住宅所有形態は、明快な相関を示す(表 12)。世帯年収が低いほど「自己借家」の割合が高く、高年収のグループでは「親持ち家」が多い。「親持ち家」、「自己借家」の比率は、世帯年収「200 万円未満」では 44.0%、35.1%、「600 万円以上」では 83.9%、2.8%であった。上記のように、「自己借家」は、個人年収が高いグループで多いのに対し、世帯年収との関連では、それが低いほど多い。これは、相対的に高い個人年収をもち、「自己借家」を確保した人たちは、大半が単身者であるため、個人年収と世帯年収が同一の場合が多く、その個人年収は世帯年収としては低い、ということを意味する。親所有・賃借の住宅のうち、「親借家」は、「親持ち家」に比べ、より低所得の世帯で比率が高く、世帯年収「200 万～ 300 万円

未満」で 18.9%を占める。この「親借家」では、親子ともに低収入で、両世代の協力によって生活を維持する世帯が多いとみられる。

＜住宅タイプの特徴＞

次に、住宅タイプの構成を観察する（表 13）。ここでの住宅タイプとは、所有形態に建て方・構造を加味した指標である。持ち家は 65.3%を占め、その内訳をみると、一戸建てが 51.3%と多く、マンションは 14.0%であった。借家率は 34.6%で、その内訳では、民営借家（アパート）の 13.1%と民営借家（マンション）の 12.6%で比率が高く、両者を合わせた民営借家は 25.7%になる。公的借家は 6.2%、社宅・その他は 2.7%と少ない。

住宅タイプを所有形態別にみると、「親持ち家」と「自己持ち家」の双方において、マンションより一戸建ての比率が高い（表 13）。一戸建ての持ち家は、「親持ち家」でより多く、78.9%を示し、「自己持ち家」では 73.4%であった。「自己借家」では、民営借家が 87.5%と大半を占め、その内訳を観察すると、アパート（43.2%）とマンション（44.3%）がほぼ同割合である。「親借家」においても、民営借家が多くなっているが、その比率は 65.6%と相対的に低く、それに対し、公的借家が 30.9%（公営借家 18.0%、機構・公社借家 12.9%）と相対的に多い。先にみたように、世帯年収の低いグループで「親借家」の割合が高い。公的借家は、親子ともに低収入の世帯を支える役割をはたしているとみられる。

表 13　住宅所有形態別　住宅タイプ

		持ち家（一戸建て）	持ち家（マンション）	民営借家（アパート）	民営借家（マンション）	公的借家	社宅・その他	（回答者数）
親持ち家	%	78.9	21.1	-	-	-	-	(1,076)
親借家	%	-	-	35.6	30.0	30.9	3.4	(233)
自己持ち家	%	73.4	26.6	-	-	-	-	(79)
自己借家	%	-	-	43.2	44.3	11.0	1.4	(345)
その他	%	-	-	-	-	-	100.0	(34)
合計	%	51.3	14.0	13.1	12.6	6.2	2.7	(1,767)

注）1）住宅所有形態のその他は、間借り・下宿、シェアハウス、定まった住居がないケース。
2）持ち家（一戸建ては）若干のテラスハウスを含む。
3）民営借家（アパート）は、木造・鉄骨アパートおよび木造長屋の民営借家。
4）公的借家は、公営借家および UR（旧公団）・公社の借家。
5）社宅・その他は、官舎、独身寮、間借り・下宿、シェアハウス、定まった住居がないケースなど。

7　住居費や家事で親に頼る―― 親の家と世帯内単身者

7－1　親に頼れる／頼れない

若い世代では、親同居の成人未婚子である世帯内単身者が増大した。このトレンドは、低所得層において、とくに顕著である。世帯内単身者の大半は、親所有・賃借の住宅に住み、「親持ち家」に居住するケースが目だって多く、また「親借家」に住む場

表 14　年齢別　親の家での居住パターン

		親の家にずっと住んでいる	自分の住宅から親の家に戻った	（回答者数）
20 ～ 24 歳	%	90.5	9.5	(241)
25 ～ 29 歳	%	83.8	16.2	(427)
30 ～ 34 歳	%	79.5	20.5	(307)
35 ～ 39 歳	%	75.8	24.2	(322)
合計	%	82.0	18.0	(1,297)

注）親持ち家または親借家で親と同居している回答者について集計。

合もある。ここでは、親所有・賃借の住まいで親と同居している若者の実態をみる。

世帯内単身の人たちは、親もとに住み続けているというイメージがある。調査結果から、親の家での居住パターンをみると、「親の家にずっと住んでいる」が 82.0%と大半を占める（表 14）。しかし、他方では、「自分の住宅から親の家に戻った」が 18.0%を占める。親の家を離れ、単身世帯として独立し、しかし、経済力の弱さなどから、独立世帯を維持できず、親の家に戻る、といった経路をたどる人たちが存在する。この居住パターンは、回答者の年齢と相関し、「自分の住宅から親の家に戻った」人たちは、20 ～ 24 歳では 9.5%と少ないのに対し、35 ～ 39 歳では 24.2%とより多い。世帯内単身者のグループでは、親もとに住み続ける人たちが中心である一方、加齢のなかで、離家を試み、そして親の家に帰還する人たちもいる。

＜親の家に住む理由、5 割が住居費負担できないから＞

親の家に住む理由を複数選択方式で問うたところ、住居費と家事に関連する回答が多かった（表 15）。「親の家を出ても、住居費を自分で負担できない」の回答率が 53.7%と高く、さらに、「親の家を出て住居費を自分で負担できるが、親の家に住むとその負担を軽減できる」が 9.3%を示す。後述のように、親同居・親持ち家の若者は、親別居・自己借家の人たちに比べ、住居費に関して、大幅に有利な条件をもつ。「親の家に住んでいれば、家事負担が軽い」は 54.0%に達し、炊事・洗濯・掃除などに関し、世帯内単身者が親に依存する傾向が認められる。

表 15　年齢別　親の家に住む理由【複数選択】

		炊事・洗濯・掃除などの家事の負担が軽い	住み心地や利便性のよい物件がみつからない	親の家を出ても、住居費を自分で負担できない	住居費を自分で負担できるが、親の家に住むとその負担を軽減できる	親の面倒を見る必要がある	家族なので同居するのが当然である	その他	（回答者数）
20 ～ 24 歳	%	58.5	12.4	53.9	7.1	5.4	19.1	2.9	(241)
25 ～ 29 歳	%	56.9	13.3	54.8	9.4	6.1	13.6	4.7	(427)
30 ～ 34 歳	%	49.5	5.9	52.4	10.4	9.1	16.3	5.5	(307)
35 ～ 39 歳	%	50.9	7.8	53.4	9.9	16.8	14.3	6.2	(322)
合計	%	54.0	10.0	53.7	9.3	9.3	15.4	4.9	(1,297)

注）親持ち家または親借家で親と同居している回答者について集計。

親もとに住む理由を年齢別にみると、住居費関連の回答率は、どの年齢層でも同程度であるのに対し、家事関連の回答率は、より若いグループでより高い（表 15）。また、低年齢の 20 ～ 24 歳では「家族なので同居するのが当然」（19.1%）、「住み心地や利便性のよい物件がみつからない」（12.4%）の回答率が相対的に高い。これに対し、高年齢の 35 ～ 39 歳では、「親の面倒をみる必要がある」（16.8%）という人たちが相対的に多い。

表 16　親の家に納めている月々の生活費

納めていない	63.7%
2 万円未満	15.8%
2 万～ 4 万円未満	14.0%
4 万～ 6 万円未満	4.6%
6 万～ 8 万円未満	0.6%
8 万～ 10 万円未満	0.8%
10 万円以上	0.5%
（回答者数）	(1,297)

注）親持ち家または親借家で親と同居している回答者について集計。

世帯内単身者が親の家に納めている生活費の月額を質問した。その結果をみると、「納めていない」が多く、63.7%におよぶ（表 16）。生活費を納めている場合でも、その月額は低く、4 万円未満までで 29.8%を占め、6 万円以上は 1.9%と皆無に近い。調査対象の若者は、低収入または無収入であるため、生活に必要なコストに関し、同居の親に依存するケースが多い。

＜自己借家の若者の厳しさ＞

これらの調査結果は、親の家が低所得の成人未婚子を保護する役割をはたしていることを示している（Hirayama, 2012, 2013）。親の家の多くは「親持ち家」である。戦後日本の住宅政策は、持ち家取得の促進に力点を置いた。この枠組みのなかで、親世代の多数の世帯が持ち家取得を達成した。持ち家ストックの蓄積は、親が若者を支えるというパターンを増大させる条件となった。先述のように、若い世代では、地方から大都市に向かう人口移動が減少し、大都市では、そこで生まれ育った人たちが増えている。この点もまた、親同居の若者が増大する条件となった。

低所得の若者の多くは、親の家に住むことで、生活を維持する状況にある。しかし、親の家が守れるのは、若年層の全体ではない。ここに生じるのは、「親持ち家」の安定と「自己借家」の不安定さのコントラストである。大都市では、地方出身者は減ったとはいえ、依然として多い。彼らは、大都市に住み続けようとする限り、賃貸住宅を自力で確保する必要がある。若者が都市出身で、その都市に住み続ける場合でも、親の家が狭く、あるいは親子関係が良好ではないといった理由から、同居が難しいケースがある。彼らもまた、自分の借家を確保する必要に迫られる。「自己借家」の若者は、「親持ち家」の若者に比べ、住宅の物的水準、居住の安定性、住居費負担などに関し、不利な状態にある。この文脈において、増大した持ち家ストックは、低所得の未婚者を支える役目をになうと同時に、若年層を親に頼れる／頼れないグループに分化させ、住宅条件に関して「親持ち家」と「自己借家」を差別化する機能をもつ。

7－2 続かない安定

＜安定脅かす三つの要因＞

次に、「親持ち家」での世帯内単身者の安定が持続可能とはいえない点に注意する必要がある。第1に、経済条件が変化する。親同居のグループでは、より低収入または無収入、そして不安定就労ないし無職の人たちが多い。彼らは、親世代の収入に頼ってきた。しかし、親の所得は、定年退職などによって、急速に減少する。親が高齢期に入れば、その年金が世帯のおもな収入源になる。しかし、親が死去すれば、年金収入は失われる。世帯内単身者本人が良質の雇用を確保し、加齢につれて収入を増やすのであれば、その所得増が親の所得減を補填する。しかし、親同居の若者の多くは、収入増を容易には展望できない状況にある。

第2に、住居費の条件変化がある。「親持ち家」の大半は、アウトライト住宅である。アウトライトとは、住宅ローンを完済し、あるいは住宅ローンを使わずに住宅を取得し、債務をともなわない状態を意味する。このため、住居費負担の軽さが「親持ち家」を特徴づける。しかし、経年にともない、住宅の物的劣化は着実に進行し、その修繕のための費用負担が必要になる。後述のように、親同居のグループでは、住宅困窮の要素として老朽化をあげる人たちがすでに多い。

第3に、同居する親子の関係は、収入だけではなく、家事労働などに関連し、年が経つにつれて変化する。世帯内単身者の若い時期では、彼らが親に依存するというパターンが支配的である。親同居の人たちの多くは、家事負担の軽さを同居理由にあげた。しかし、親子の加齢にしたがい、親が子どもに依存するパターンが現れる。世帯内単身者は家事労働の引き継ぎを求められ、さらに老親の介助・介護という課題に直面するケースが増える。上述のように、世帯内単身者のなかで、年齢の高い人たちは、親の面倒をみる必要を意識することが多い。

世帯内単身者は、「親持ち家」に住んでいる場合が多く、さらに「親借家」に住んでいるケースがある。この「親借家」での親子同居は、経済的により不安定な状態にある。上述のように、世帯年収の高いグループでは「親持ち家」の割合が高く、低いグループにおいて「親借家」が多い。借家で同居する親子は、ともに低収入で、支え合って生活を維持しているとみられる。しかし、経済基盤の脆弱さのために、親子同居の安定は必ずしも持続しない。「親借家」では、公的借家の比率が相対的に高く、そこでは、家賃が低く、居住の安定性は高い。これに対し、民営借家での親子同居は、家賃負担の重さなどから、より不安定な状況にあると考えられる。

8 負担の苛酷さ天地の開き―― 住居費負担の特性

8－1 負担する／しない

＜3人に2人が「住居費なし」「負担なし」＞

低収入の若者にとって、住まいの確保は経済上の難題になる。この点の検討のために、住居費負担の実態をみる。まず、調査対象の人たちが住居費（家賃、住宅ローン返済、管理・共益費）を負担しているのかどうかが問題になる。この点について、「住居費なし」「負担なし」「負担あり」の3つの区分を設定し、回答者がどの類型に当てはまるのかを調べた（図9）。その結果、「住居費なし」が29.8%を示した。この「住居費なし」は、住居費支出を必要としない住宅に住んでいるケースを指す。その代表例は、アウトライトの持ち家である。住居費の支払いが必要な住宅に住み、しかし、住居費を負担していない「負担なし」の若者は、37.8%であった。このグループの人たちは、同居の親などによる住宅ローン返済・家賃負担によって、住居費支出から逃れている。「住居費なし」と「負担なし」を合わせた比率は67.6%に達する。この実態は、低所得の若者の多くが住居費負担を回避できる住まいを確保し、それによって生活を維持していることを表している。これに対し、住居費を負担している「負担あり」の若者は32.4%を占める。住居費負担に関し、まず、指摘されるのは、低所得の若年層が住居費を負担する／しないグループに分化している点である。

図9 親との同別居・住宅所有形態・年齢・個人年収別 住居費負担の有無

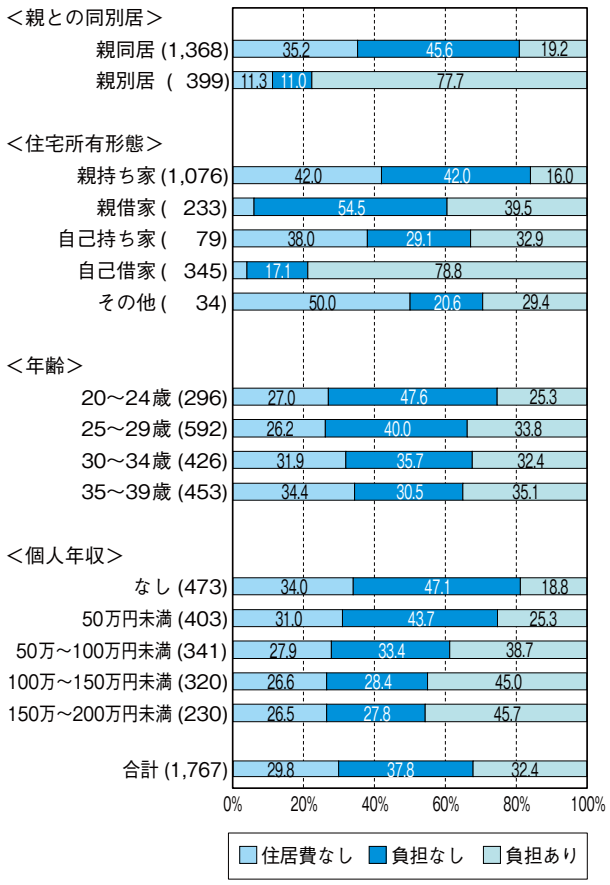

注）1）住居費なしは、住居費支出を必要としない住宅に住んでいる回答者。負担なしは、住居費の支払いが必要な住宅に住み、自身では住居費を負担していない回答者。負担ありは、自身で住居費を負担している回答者。
2）住宅所有形態のその他は、間借り・下宿、シェアハウス、定まった住居がないケース。
3）（ ）内は回答者数。

＜おもな負担者「本人」は 17%＞

続いて、住居費のおもな負担者をみると、最も多いのは「同居の親」で、その比率は 47.4%におよぶ（図 10）。低所得の若年層では、親の家に住み、親の住居費負担のもとで生活を成立させる人たちが多い。住居費の主負担者が「本人」であるケースは、16.6%であった。上記のように、住居費「負担あり」の回答者は 32.4%を占める。この両者の差は、主負担者ではなく、補助的な負担者となっている若者の存在を反映する。

住居費の負担状況は、同別居・住宅所有形態によって、大きく異なる（図 9 、10）。「親同居」または「親持ち家」のグループでは、アウトライトの住宅に住む人たちが多く、したがって「住居費なし」が高い比率を示し、そして、住居費支出が必要な場合は、回答者の若者は「負担なし」で、主負担者は「同居の親」というケースが多い。「住居費なし」、「負担なし」、主負担者「同居の親」の割合は、親同居では 35.2%、45.6%、60.5%、「親持ち家」では、42.0%、42.0%、51.5%であった。これに比べ、親もとを離れ、「自己借家」を確保したグループでは、家賃の自力負担が必要になるため、住居費は「負担あり」、主負担者は「本人」というケースが中心になる。住居費「負担あり」、主負担者「本人」の比率は、親別居では 77.7%、64.9%、「自己借家」では 78.8%、62.6%を占めた。

図 10　親との同別居・住宅所有形態・年齢・個人年収別 住居費の主な負担者

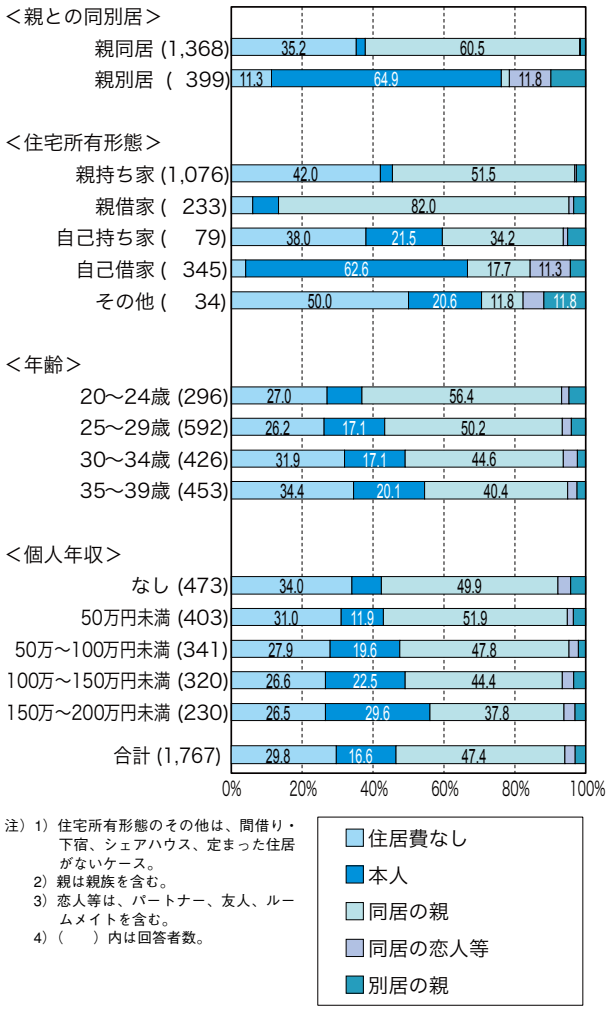

注）1）住宅所有形態のその他は、間借り・下宿、シェアハウス、定まった住居がないケース。
2）親は親族を含む。
3）恋人等は、パートナー、友人、ルームメイトを含む。
4）（　）内は回答者数。

年齢別にデータをみると、年齢が高いほど「住居費なし」が多く、その比率は、20 ～ 24 歳では 27.0%、35 ～ 39 歳では 34.4%であった（図 9 、10）。高年齢の人たちが親の家に住んでいる場合、その住宅はローン返済の終わったアウトライトのケースが多いとみられる。また、年齢が高いグループでは、住居費を自力で負担する人たちも相対的に多い。住居費「負担あり」、主負担者「本人」の割合は、20 ～ 24 歳での 25.3%、9.8%に比べ、35 ～ 39 歳では 35.1%、20.1%と高い。これは、年齢の高い人たちが「自己借家」を確保する場合が多いことを反映する。

年収別に観察すると、低年収または無収入のグループでは、住居費を支出していない人たちが多い。年収「なし」の人たちのデータをみると、「住居費なし」が 34.0%、「負担なし」が 47.1%、主負担者「同居の親」が 49.9%を占めた（図 9 、10）。年収が相対的に高いグループでは、「自己借家」の割合が相対的に高いため、住居費の自力負担が多い。住居費「負担あり」、主負担者「本人」の割合は、年収「なし」での 18.8%、8.2%に比べ、年収「150 万～ 200 万円未満」では 45.7%、29.6%と高い。

8－2 異様に重い負担

以上のように、低所得の若者の多くは、親もとに住み、住居費負担を避けることによって、生活を維持してきた。しかし、回答者の3割強は住居費「負担あり」である（前掲図9）。住居費を支払っている人たちの経済状態を調べると、その負担がきわめて重く、生活を強く圧迫していることがわかる。

住居費「負担あり」の若者に関し、まず、手取り月収（過去3カ月の月収の平均）をたずねたところ、「なし」が18.5%を占めた（表17）。手取り月収は就労収入を意味し、それが「なし」の若者は、仕送り、預貯金の取り崩し、失業給付、生活保護など、就労以外の何らかの手段によって収入を確保し、それを使って住居費を負担していると考えられる。さらに、月収10万円未満が23.6%、「10万～15万円未満」が33.4%と収入がきわめて低い人たちが多く、「20万円以上」は6.1%にすぎない。手取り月収「なし」と15万円未満の人たちを合わせると、75.5%に達する。

負担している1カ月当たり住居費を観察すると、「4万～6万円未満」が最も多く、33.9%を示す（表17）。同時に、住居費の水準には幅が認められ、4万円未満が35.2%、6万円以上が30.9%を占める。

表17 住居費負担者の月収と住居費負担

＜手取り月収（A）＞	
なし	18.5%
5万円未満	8.4%
5万～10万円未満	15.2%
10万～15万円未満	33.4%
15万～20万円未満	18.4%
20万円以上	6.1%
合計	100.0%
＜負担している1カ月当たり住居費（B）＞	
2万円未満	11.9%
2万～4万円未満	23.3%
4万～6万円未満	33.9%
6万～8万円未満	15.2%
8万円以上	15.7%
合計	100.0%
＜アフター・ハウジング・インカム（A−B）＞	
マイナス	27.8%
0～5万円未満	17.0%
5万～10万円未満	32.9%
10万～15万円未満	17.8%
15万円以上	4.5%
合計	100.0%
＜住居費負担率（B/A×100）＞	
手取り月収なし	18.5%
20%未満	10.1%
20～30%未満	14.0%
30～40%未満	16.6%
40～50%未満	10.7%
50～60%未満	9.1%
60%以上	21.0%
合計	100.0%

注）1）住居費負担のある回答者について集計。
2）手取り月収は、過去3カ月の月収の平均。

＜住居費払えば収入マイナスが3割弱＞

ここでアフター・ハウジング・インカム（AHI）という指標に着目する。手取り収入は、収入総額から支払い義務のある税金・社会保障費を差し引いたものである。AHIは、この手取り収入からさらに住居費を差し引いて算出される。住居費の特徴は、下方硬直性が強い点である。収入が減ったからといって、食費・衣料費などと異なり、住居費は簡単には下げられない。この意味で、住居費は、税金・社会保障費などに類似する。住居費の硬直性を考慮に入れ、それを支払った後の「より実質的な手取り収入」を表す指標がAHIである（平山, 2013）。

手取り月収から1カ月当たり住居費を引いた値としてAHIを算出すると、「マイナス」が27.8%と高い比率を示した（表17）。これに該当する人たちは、就労収入が少なく、あるいは皆無であるため、住居費を支出すると、AHIがマイナスとなり、上記のような就労以外の手段による収入調達が必要になる。また、AHIがプラスのグループにおいても、「0～5万円未満」が17.0%、「5万～10万円未満」が32.9%と低水準の人たちが多く、「15万円以上」は4.5%にすぎない。AHIが「マイナス」または10万円未満のケースを合わせた比率は、77.7%におよぶ。住居費を負担する低所得の若者は、その支出によって、より厳しい“極貧”状態に陥っている。

＜住居費負担率 3 割以上、57%＞

住居費負担率を、1 カ月当たり住居費を手取り月収で除した数値として計算した（表 17）。手取り月収「なし」の人たちについては、算出不能である。この計算によると、住居費負担率が 30%以上という重い負担の人たちが 57.4%に達し、負担率 50%以上という異様に苛酷な状態の人たちが 30.1%を占める。住居費支払いのために働いているといって過言ではないような若者が多い。低所得の人たちにとって、住居費負担はきわめて重く、しかも上記のように、住居費は、硬直性の高い支出であるため、長期にわたって、彼らの家計を圧迫し続ける。

9 親持ち家は“とどまるべき場所”に―― 住宅困窮と定住・転居指向

9－1 誰がどのように困っているのか

調査回答者は、現在の住まいに関し、どのような困窮をかかえているのか。困窮の可能性のある項目を列挙し、「困っている点」を複数選択方式でたずねた（表 18）。その結果、「困っていることはない」は 44.2%で、回答者の 55.8%が何らかの困窮点を指摘した。回答率が 1 割を超える困窮点は、「住宅の老朽」

表 18　親との同別居・年齢・住宅タイプ別　現在の住まいで困っている点【複数選択】

	親との同別居		年齢				住宅タイプ						合計
	親同居	親別居	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	持ち家（一戸建て）	持ち家（マンション）	民営借家（アパート）	民営借家（マンション）	公的借家	社宅・その他	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
家賃・住宅ローン返済・管理費などの費用負担	8.8	24.3	13.9	11.3	13.6	11.3	6.1	7.7	28.9	25.6	11.8	12.8	12.3
住宅の広さ・間取り	11.7	11.3	9.8	11.5	12.2	12.4	9.4	11.3	15.9	16.6	13.6	6.4	11.6
住宅の老朽	19.5	14.3	10.8	16.0	19.0	25.6	20.9	17.7	20.3	11.2	15.5	2.1	18.3
台所・浴室・トイレなどの設備	13.6	16.8	11.1	10.6	15.3	20.3	13.0	11.7	24.6	13.5	12.7	10.6	14.3
遮音・断熱などの住宅の性能	14.4	20.1	13.5	13.3	17.4	18.5	14.9	10.5	23.7	17.0	19.1	4.3	15.7
風通し・日当たり	13.3	22.1	13.2	15.0	15.5	16.8	12.1	11.7	25.9	21.5	19.1	4.3	15.3
住宅の防犯性	8.8	8.5	4.1	7.3	10.8	11.9	8.2	7.7	12.9	7.6	11.8	4.3	8.8
災害に対する安全性	10.5	7.8	7.8	7.4	10.3	13.9	11.2	6.9	14.2	5.4	9.1	0.0	9.8
周辺の環境（緑・静けさ・公園など）	5.1	7.3	4.1	5.2	6.1	6.6	5.2	4.0	9.5	5.4	7.3	0.0	5.6
周辺の環境（治安・風紀など）	5.3	6.5	4.7	4.9	4.9	7.5	4.9	3.6	8.2	4.9	10.0	8.5	5.5
通勤の利便	8.7	6.0	10.1	8.3	7.7	6.8	9.7	6.9	7.3	4.9	7.3	4.3	8.1
買い物など日常生活の利便	8.3	4.8	8.4	6.8	8.0	7.5	8.4	6.5	6.5	5.8	8.2	8.5	7.5
親・親族との遠さ	1.2	5.3	3.0	2.2	2.1	1.3	1.5	1.6	3.9	1.3	3.6	6.4	2.1
友人・知人との遠さ	3.4	5.0	4.7	3.0	4.9	2.9	4.2	0.4	5.6	0.9	8.2	6.4	3.7
立ち退き要求	0.2	0.3	0.0	0.2	0.0	0.7	0.2	0.0	0.4	0.0	0.0	2.1	0.2
その他	1.6	2.3	1.7	2.0	1.4	1.8	1.7	1.2	2.6	1.8	1.8	2.1	1.8
困っていることはない	49.0	27.8	52.7	46.6	43.0	36.6	49.5	53.2	28.4	29.6	38.2	55.3	44.2
（回答者数）	(1368)	(399)	(296)	(592)	(426)	(453)	(907)	(248)	(232)	(223)	(110)	(47)	(1,767)

注）1）持ち家（一戸建ては）若干のテラスハウスを含む。
2）民営借家（アパート）は、木造・鉄骨アパートおよび木造長屋の民営借家。
3）公的借家は、公営借家および UR（旧公団）・公社の借家。
4）社宅・その他は、官舎、独身寮、間借り・下宿、シェアハウス、定まった住居がないケースなど。

(18.3%)、「遮音・断熱などの住宅の性能」(15.7%)、「台所・浴室・トイレなどの設備」(14.3%)、「風通し・日当たり」(15.3%)、「家賃・住宅ローン返済・管理費などの費用負担」(12.3%) および「住宅の広さ・間取り」(11.6%) であった。

低所得の若年層のなかで、困窮点の指摘は、同別居・年齢・住宅タイプなどに応じて大きな差をみせる (表18)。年齢別にみると、「困っていることはない」の比率は、20 ～ 24 歳での 52.7%に比べ、35 ～ 39 歳では 36.6%と低く、より高年齢のグループでは、困窮の指摘がより多い。たとえば、「老朽」、「設備」の回答率は、20 ～ 24 歳では 10.8%、11.1%、35 ～ 39 歳では 25.6%、20.3%であった。親との同別居別のデータによると、「困っていることはない」は、親同居では 49.0%、親別居では 27.8%と顕著な違いを示す。「老朽」については、親別居 (14.3%) より親同居 (19.5%) で回答率が高い。これは、親が古くに建てた住宅が老朽したケースがあることを示唆する。しかし、「老朽」以外の項目の多くでは、親同居に比べ、親別居での回答率がより高い。「費用負担」の回答率は、親同居では、親が住居費を負担する場合が多いため、8.8%と低いのに対し、親別居では、若者自身による住居費支出の必要性が高い点から、24.3%を示す。住宅タイプと困窮点の関連をみると、「困っていることはない」の割合が、民営借家のアパートとマンションで 3 割を下回る。とくにアパートでは、困窮点の指摘が幅広くみられ、「費用負担」(28.9%)、「風通し・日当たり」(25.9%)、「設備」(24.6%)、「性能」(23.7%)、「老朽」(20.3%) で回答率が 2 割を超える。

表 19　親との同別居・年齢・住宅タイプ別 住宅安定確保に関する「問題」の経験

		経験あり	経験なし	(回答者数)
＜親との同別居＞				
親同居	%	8.6	91.4	(1,368)
親別居	%	28.6	71.4	(399)
＜年齢＞				
20 ～ 24 歳	%	11.5	88.5	(296)
25 ～ 29 歳	%	11.3	88.7	(592)
30 ～ 34 歳	%	14.3	85.7	(426)
35 ～ 39 歳	%	15.2	84.8	(453)
＜住宅タイプ＞				
持ち家 (一戸建て)	%	7.7	92.3	(907)
持ち家 (マンション)	%	5.6	94.4	(248)
民営借家 (アパート)	%	28.9	71.1	(232)
民営借家 (マンション)	%	21.5	78.5	(223)
公的借家	%	16.4	83.6	(110)
社宅・その他	%	29.8	70.2	(47)
合計	%	13.1	86.9	(1,767)

注) 1) 持ち家 (一戸建ては) 若干のテラスハウスを含む。
2) 民営借家 (アパート) は、木造・鉄骨アパートおよび木造長屋の民営借家。
3) 公的借家は、公営借家および UR (旧公団)・公社の借家。
4) 社宅・その他は、官舎、独身寮、住み込み、間借り・下宿、シェアハウス、定まった住居がないケースなど。
5) 住宅安定確保に関する「問題」は下記別掲表のとおり。

(別掲表) 住宅安定確保に関する「問題」
- 賃貸契約に必要な保証人を探したが、みつからなかった
- 賃貸住宅入居に必要な敷金 (保証金)・礼金・保証会社費用などの初期費用を用意できなかった
- 賃貸住宅への入居を拒否された (入居審査に通らなかった)
- 実家に戻りたかったが、戻れなかった
- 住宅ローンを借入れたかったが、できなかった
- 住宅ローンの保証人を探したが、みつからなかった
- 公営の賃貸住宅 (都道府県営住宅、市町村営住宅など) に住みたかったが、入居できなかった
- UR (旧公団)・公社の賃貸住宅に住みたかったが、入居できなかった
- 家賃を滞納した
- 住宅ローン返済を滞納した
- 光熱水費 (電気・ガス・水道など) を滞納した
- 固定電話の料金を滞納した
- 賃貸住宅の更新料を用意できなかった
- 立ち退きなど自分の意志によらない転居を要求された
- 実家に住んでいたが、出ていかなければならなくなった
- 寮・社宅などに住んでいたが、退居しなければならなくなった
- その他

＜広義のホームレス経験者 6.6%、親別居グループでは 2 倍に＞

住宅困窮のなかで、とくに深刻なのは、住宅安定の確保の困難である。低所得の人たちにとっては、住む場所を発見し、そこに落ち着いて住むことさえ、けっして容易ではない。本調査では、住宅安定の確保を妨げ、あるいは住宅安定を脅かす「問題」を列挙し、それらに関する経験の有無をたずねた (表19)。その結果をみると、何らかの「問題」の経験者は 13.1%にとどまる。これは、未婚・低所得の若者の多くが親もとに住んでいるためである。彼らは、離家に必要な住まいを探した経験をもたず、したがって、住宅安定の確保を阻害する要因に出くわしたことがない。親との同居は、住宅関連の「問題」との遭遇を回避する手段となっている。

しかし、住宅安定に関する「問題」の経験を、同別居・年齢・住宅タイプ別にみると、経験「あり」の比率は、均一ではなく、親別居 (28.6%)、高年齢の 35 ～ 39 歳 (15.2%)、民営借家のアパート (28.9%) で高い。

親もとに住み続けるケースに比べ、親の家から離れ、自身のアパートを探した人たちの場合は、「問題」に直面する確率がより高い。また、先述のように、年齢の高い人たちは、同年齢層のなかでの相対的な所得がより低く、それを一因として、「問題」をより多く経験すると推測される。

ホームレス状態に陥ることは、最悪の住宅困窮である。定まった住居をもたず、ネットカフェ、マンガ喫茶、友人の家、カプセルホテルなどで寝泊まりしていた経験をもつ回答者は、6.6%であった。この数値をどのように評価するのかについては、多様な見方がありえる。しかし、低所得層のなかで、ホームレス状態の経験が不均等に生じている点をみる必要がある。定まった住居をもたない状況の経験者は、親同居のグループでの 4.6%に比べ、親別居のグループでは 13.5%とより多く、また、住宅タイプ別にみると、民営借家のアパートに住む人たちにおいて、11.2%と相対的に高い比率を示す。さらに「社宅・その他」では、ホームレス状態の経験者が 23.4%におよぶ。この「社宅・その他」は、社宅・官舎および独身寮に加え、住み込み、間借り・下宿、シェアハウスなどの不安定な居住形態を含み、そうした不安定な場所に住んでいる人たちの多くが定まった住居をもたない状態を経験したとみられる。

表 20　親との同別居・年齢・住宅タイプ別 定まった住居がないという経験の有無

		経験あり	経験なし	（回答者数）
＜親との同別居＞				
親同居	%	4.6	95.4	(1,368)
親別居	%	13.5	86.5	(399)
＜年齢＞				
20 ～ 24 歳	%	6.8	93.2	(296)
25 ～ 29 歳	%	6.4	93.6	(592)
30 ～ 34 歳	%	7.5	92.5	(426)
35 ～ 39 歳	%	6.0	94.0	(453)
＜住宅タイプ＞				
持ち家（一戸建て）	%	5.4	94.6	(907)
持ち家（マンション）	%	2.8	97.2	(248)
民営借家（アパート）	%	11.2	88.8	(232)
民営借家（マンション）	%	9.4	90.6	(223)
公的借家	%	2.7	97.3	(110)
社宅・その他	%	23.4	76.6	(47)
合計	%	6.6	93.4	(1,767)

注）1）持ち家（一戸建ては）若干のテラスハウスを含む。
2）民営借家（アパート）は、木造・鉄骨アパートおよび木造長屋の民営借家。
3）公的借家は、公営借家および UR（旧公団）・公社の借家。
4）社宅・その他は、官舎、独身寮、住み込み、間借り・下宿、シェアハウス、定まった住居がないケースなど。

9－2　親の家の内／外

＜現在の住居に住み続けたい、63%＞

調査対象の若者は、現在の住まいに定住しようとしているのか、あるいは転居を望んでいるのか。定住・転居意向について質問したところ、「住み続けたい」が 62.8%、「住みかえたい」は 37.2%で、定住指向の人たちがより多いという結果が得られた（表 21）。

回答者が若く、未婚である点からすれば、人生の新たな展開を計画し、住まいについても、転居希望がより多くなる、という予測がありえる。しかし、調査の結果によれば、定住指向の若者が多い。回答者の多くは、安定した仕事をもたず、低収入または無収入で、結婚の可能性は低いと考え、したがって、「変化」

表 21　住宅所有形態別　定住・転居の意向

	親 持ち家 %	親 借家 %	自己 持ち家 %	自己 借家 %	その他 %	合計 %
住み続けたい	70.4	47.6	72.2	50.1	29.4	62.8
＜住み続けたいし、住み続けるつもり＞	<33.2>	<12.9>	<49.4>	<10.4>	<11.8>	<26.4>
＜住み続けたいが、どうなるかわからない＞	<33.7>	<30.5>	<17.7>	<35.1>	< 8.8>	<32.4>
＜住み続けたいが、住みかえなくてはならない＞	< 3.5>	< 4.3>	< 5.1>	< 4.6>	< 8.8>	< 4.0>
住みかえたい	29.6	52.4	27.8	49.9	70.6	37.2
＜住みかえたいし、住みかえるつもり＞	< 4.9>	<11.6>	< 2.5>	<15.7>	< 5.9>	< 7.8>
＜住みかえたいが、どうなるかわからない＞	<12.5>	<26.2>	<10.1>	<21.4>	<11.8>	<16.0>
＜住みかえたいが、住みかえられない＞	<12.1>	<14.6>	<15.2>	<12.8>	<52.9>	<13.5>
（回答者数）	(1,076)	(233)	(79)	(345)	(34)	(1,767)

注）その他は、間借り・下宿、シェアハウス、定まった住居がないケース。

を計画する条件を有していない。そして同時に、低所得の若い人たちは、親もとに住んでいる場合が多い。親の家の“内”側では、世帯内単身者は、住居費負担を逃れ、住宅確保のために苦労する必要がなく、ある意味では「安定」した状態にある。先述のように、この安定が続くとは限らない。しかし、少なくとも親の家という住む場所が確保され、親の高齢化までは、親に頼れる場合が多い。これに対し、親の住宅の“外”に出ると、重い住居費を負担し続けない限り、住まいを確保できないという「不安定」さがある。未婚・低所得の若者のこうした状況――「変化」の計画困難、親の家の“内”の「安定」と“外”の「不安定」――は、親もとに住む人たちの定住指向の説明要因になると考えられる。

また、定住指向にせよ、転居指向にせよ、その意向の達成を具体的に計画している回答者は少ない。「住み続けたい」の内訳では、「住み続けたいし、住み続けるつもり」（26.4%）より「住み続けたいが、どうなるかわからない」（32.4%）の比率が高い。定住指向をもっていても、親子同居の先行きの不確実さ、賃貸住宅での家賃負担の重さなどから、将来の不透明さを感じる人たちが多いとみられる。「住みかえたい」の内訳をみると、「住みかえたいし、住みかえるつもり」（7.8%）は少なく、「住みかえたいが、どうなるかわからない」（16.0%）または「住みかえたいが、住みかえられない」（13.5%）の割合が高い。若者の多くは、転居を望んでいても、その実現に必要な経済条件を備えていない。この点が転居計画の不明瞭さに関係すると考えられる。

＜「親持ち家」でも住み続けたい、70%＞

定住・転居指向は、住宅所有形態に応じて異なる。持ち家での定住指向は強い。「自己持ち家」では、「住み続けたい」が 72.2%に達し、その内訳では、「住み続けたいし、住み続けるつもり」の割合が 49.4%と高い。自己所有の住宅に住む人たちの多くは、明確な定住指向をみせる。これに対し、「親持ち家」は、若者一般の多くにとっては、“出ていくべき場所”である。しかし、「親持ち家」に住む回答者の定住指向は強く、「住み続けたい」が 70.4%におよぶ。上述のように、低所得の若者の多くは、「変化」を計画する条件をもたず、親の家の“内”側で「安定」した状態にある。その“外”には「不安定」な世界が待っている。彼らにとって、「親持ち家」は、“出ていくべき場所”であるどころか、“とどまるべき場所”になる。借家では転居指向が強く、「住みかえたい」の割合は、「親借家」で 52.4%、「自己借家」で 49.9%を占める。とくに民営借家のアパートでは、先述のように、多彩な住宅困窮がみられ、それが転居指向に結びついているとみられる。しかし、低所得の若者は、転居を具体的に計画できるとは限らない。「住みかえたいし、住みかえるつもり」の比率は、「親借家」では 11.6%、「自己借家」では 15.7%にとどまる。

10 “健康”そして“住まい”と“仕事”が大切 —— 暮らし向きの変化、幸福の条件

＜「暮らし向き苦しい」58%、3 年後に悲観的なのは「親同居」グループ＞

未婚・低所得の若者は、現在の暮らし向きをどのように認識し、その将来の変化をどのように予想しているのか。また彼らは、自分を幸せと思っているのかどうか、幸福の条件をどのように考えているのか。最後に、これらの点をみる。

暮らし向きについての現状認識と 3 年後の予想をたずねたところ、現在に関して、「やや苦しい」（28.7%）

図 11　性・親との同別居・年齢別　現在の暮らし向き

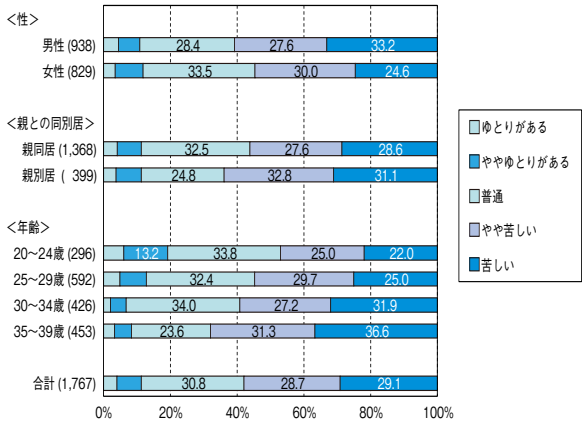

注）（　）内は回答者数。

図 12　性・親との同別居・年齢別　3 年後の暮らし向き

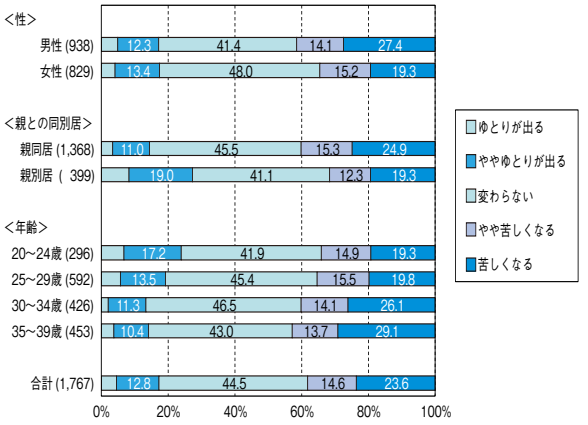

注）（　）内は回答者数。

と「苦しい」(29.1%）を合わせた比率が 57.8%におよび、3 年後については、「ゆとりが出る」(4.5%）または「ややゆとりが出る」(12.8%）は 17.3%と少ないのに対し、「やや苦しくなる」(14.6%）ないし「苦しくなる」(23.6%）が 38.2%とより高い比率を示した（図 11、12)。

暮らし向きに関する意識は、性・同別居・年齢と相関する（図 11、12)。女性より男性、低年齢より高年齢のグループにおいて、現在の暮らし向きを「苦しい」と感じ、3 年後に「苦しくなる」と予想する人たちがより多い。現在「苦しい」、3 年後「苦しくなる」は、女性での 24.6%、19.3%、20 ～ 24 歳での 22.0%、19.3%に比べ、男性では 33.2%、27.4%、35 ～ 39 歳では 36.6%、29.1%とより高い比率を示す。先述のように、男性と年齢の高い回答者は、同一の性・年齢の若者一般に比べ、相対的な所得がより低い。この点は、暮らし向きについての意識に影響していると考えられる。

親との同別居別にみると、現在の暮らし向きについては、親同居より親別居のグループで「やや苦しい」「苦しい」が多い（図 11、12)。しかし、3 年後の暮らし向きに関する予測では、親別居より親同居のグループがより悲観的である。この“逆転”は、親同居による若者の安定が持続可能とはいえないことに関係すると推察される。親同居のグループでは、親別居のケースに比べ、より低収入、無職の人たちの割合が高く、しかし同時に、生計に関して親に依存し、住居費を負担しない場合が多いことから、「やや苦しい」「苦しい」がより少ないと考えられる。しかし、先述のように、年を経るにともない、親の定年退職などによって、世帯の収入は低下し、さらに、高齢化した親が子どもに頼るケースが増える。このため、親同居の若者は、将来の暮らし向きを楽観できず、「やや苦しくなる」「苦しくなる」と回答する場合が多くなるとみられる。

＜幸福？　そう思う 33%、思わない 37%＞

調査対象者に自身を幸福と思っているかどうかをたずねた（図 13)。回答は分散し、「あまり思わない」(16.9%）と「思わない」(20.3%）が合わせて 37.2%を占めると同時に、「やや思う」(26.4%）と「大いに思う」(6.7%）を合わせた比率が 33.1%を示した。

幸福感に関する性・年齢別のデータによると、上記の暮らし向きの場合に似て、女性より男性、より高い年齢のグループにおいて、自分を幸福

図 13　性・親との同別居・年齢別　幸福感

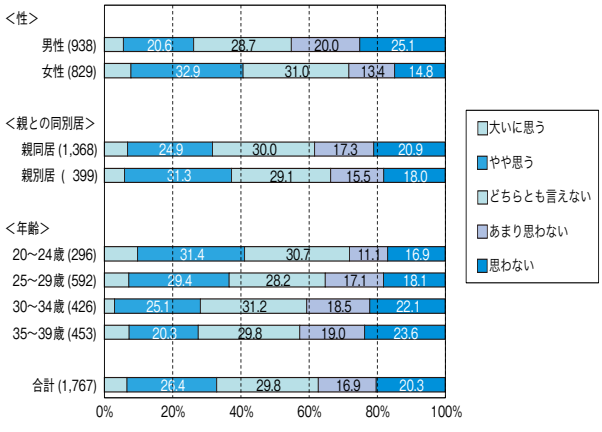

注）1)「あなたは幸せだと思うか」という設問に対する回答。　2)（　）内は回答者数。

と「あまり思わない」「思わない」人たちがより多い（図 13）。「思わない」の割合は、女性では 14.8%、20 ～ 24 歳では 16.9%であったのに対し、男性では 25.1%、35 ～ 39 歳では 23.6%とより高い。親との同別居別にみると、幸福と「あまり思わない」「思わない」は、別居より同居で少し多い。

関連して、「幸福な生活のために重要なこと」について複数選択方式（3 項目を選択）で質問した結果、「健康であること」の回答率が群を抜いて高く、82.2%に達した（表 22）。健康は、幸福の条件として不可欠とみなされている。これに次いで多いのは、「安定した住まいがあること」（47.7%）と「安定した仕事があること」（47.2%）で、ともに 5 割近くを示した。若年層の生活困難に関する議論の多くは、就労条件の悪化を対象としてきた。しかし、若者自身が「住宅」を「仕事」と同程度に重視している点に注目する必要がある。

性・年齢別にみると、男性より女性、より年齢の高い人たちは、幸福のために「健康」「仕事」「住まい」を重要とみなす傾向がいっそう強い（表 22）。これに対し、女性より男性、より低年齢のグループでは、「趣味など、余暇が充実していること」を重視する人たちが多い。親との同別居別のデータによると、親同居の若者では、親別居の若者に比べ、「安定した仕事があること」を幸福の要素とみなす傾向がより強い。これは、親同居のグループでの無職率がきわめて高い点に関連すると考えられる。

表 22　性・親との同別居・年齢別　幸福な生活のために重要なこと【3 つ選択】

	性		親との同居		年齢				合計
	男性	女性	親同居	親別居	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
健康であること	79.6	85.0	82.4	81.5	77.0	81.8	83.8	84.5	82.2
安定した仕事があること	44.3	50.4	49.6	38.8	47.6	43.4	49.1	50.1	47.2
安定した住まいがあること	46.4	49.2	48.0	46.9	38.9	43.9	52.6	53.9	47.7
食生活が良好であること	27.2	21.2	23.2	28.6	24.3	23.3	24.9	25.4	24.4
趣味など、余暇が充実していること	37.5	28.8	34.1	31.1	40.2	39.4	28.9	25.6	33.4
家族との関係が良好であること	17.2	25.0	21.9	17.0	22.6	19.8	21.1	20.8	20.8
友だちや、人とのつながりなど、人間関係が豊かなこと	18.6	22.6	19.4	23.8	23.0	24.3	17.4	16.6	20.4
社会に貢献していると感じること	3.9	2.5	2.9	4.5	4.4	2.9	3.3	3.1	3.3
自分の夢などに向かって活動できること	12.0	8.9	9.1	15.5	12.5	9.8	10.8	10.2	10.6
住んでいる地域の環境が良好なこと	7.6	3.5	5.2	7.3	6.4	6.4	6.3	3.5	5.7
その他	4.5	2.5	3.6	3.5	2.7	4.6	1.9	4.4	3.6
（回答者数）	(938)	(829)	(1,368)	(399)	(296)	(592)	(426)	(453)	(1,767)

11 “次の段階”へ、もっと選択肢を―― 住宅政策から社会持続へ

この報告書では、若年・未婚・低所得の人たちの住宅事情を分析した。その結果からいえるのは、若い世代の人生の道筋を支え、社会持続の新たなサイクルを形成するために、住宅政策のあり方を見直す必要が大きいということである。

＜「動」から「停滞」へ＞

未婚・低所得の若年層では、「親持ち家」に住む人たちが主要なグループを形成し、これに次いで、親の家を離れ、「自己借家」を確保した人びとが大きな位置を占める。「親持ち家」の世帯内単身者の多くは、

安定した仕事をもたず、低収入ないし無収入で、経済力がきわめて弱く、その一方、親もとに住むことで、住居費負担から逃れ、ある意味では「安定」した状態にある。親の家の保護を期待できない人たちは、賃貸住宅を探そうとする。大都市では、地方出身者は減ったとはいえ、依然として多い。彼らは、出身地に戻らない限り、親の家に住むという選択肢を得られない。しかし、「自己借家」の人たちは、低収入であるがゆえに、住居費支出の負担が著しく重く、居住の「不安定」を経験してきた。親の家の内／外における「安定」／「不安定」のコントラストが若年・未婚・低所得者の住宅事情を特徴づけている。

前世紀後半の大都市における若年層の住宅問題は、“動的”なイメージをもっていた。地方から大都市に流れ込んだ若者は、木造のアパートに入居し、狭さ、日照・通風の乏しさ、重い家賃負担に苦しんだ。しかし、経済成長のなかで、人びとの多くは、仕事を得て、結婚し、家族をつくり、収入を増やし、より良質の住宅に移ろうとし、そして多くの場合、それらを達成した。これに対し、“脱成長”の時代に入った現代の大都市では、若い世代の住宅問題は、“停滞”のイメージをもつ。未婚率が上昇し、雇用の安定は失われ、所得は下がった。不安定就労または無職の多数の若者が「親持ち家」に住み続け、その「安定」のもとで、かろうじて生活を維持する状態にある。「自己借家」の若者の多くは、その「不安定」から抜けだす展望をもっていない。

＜特定パターン集中から多様な選択肢へ＞

戦後日本の住宅政策は、多数の人たちが標準パターンのライフコースを歩むと想定し、「中間層」の「家族」による「持ち家」取得を支援した。しかし、人びとの多くが標準型のライフコースをたどるという筋書きは、すでに成り立っていない。若いコーホートに増大したのは、「低所得」「単身」の人たちである。彼らの多くは、「親持ち家」または「自己借家」に住む。人生の道筋に関する政策上の想定と若年層の実態は、大きく食いちがっている。

必要なのは、特定パターンのライフコースを社会標準とみなし、そこに支援を集中するのではなく、より多様な選択肢を用意する住宅施策の立案・実施である（平山 , 2011）。低家賃かつ良質の住宅ストックを増やし、さらに、家賃補助の供給などによって、低所得者の住居費負担を軽減することが、とくに重要な施策になる。「自己借家」の若者は、過度に重い住居費負担に苦しめられている。この状況の克服は、必須の課題である。「親持ち家」に住む若者は、親との同居を積極的に選んでいるとは限らない。その多くは、親同居の理由として住居費負担の回避をあげた。言いかえれば、低家賃の住宅ストックが豊富に存在すれば、離家を選ぶ人たちが増える可能性がある。「親持ち家」での親同居を続けるのか、「自己借家」を探すのかに関し、若者が選択できる条件を整える方向性が必要とされる。

本調査では、未婚・低所得の若者の住宅確保のために、「親持ち家」が大きな役割をはたしている実態が明らかになった。そのストックの保全に対する支援が新たな課題になる可能性がある。親の家の「安定」は必ずしも持続しない。年を経るにともない、住宅の物的劣化が進むにもかかわらず、高齢化する親と低収入の子は、修繕のための資力をもっていない。持ち家ストックの保全は、低所得者の住む場所の維持につながる。私有財産である持ち家に対する公的支援の根拠は、容易には成立しない。しかし、「親持ち家」という“私的”な空間は、低収入の若者に住む場所を供給する点において、“社会的”な役割をはたしている。親の家が劣化し、そこでの不安定就労者の保護が困難になれば、政府は低所得者向け住宅供給を拡大する必要に迫られる。

＜社会持続の新しい「かたち」を求めて＞

住宅政策の組み立て方が重要なのは、それが社会持続の可能性を左右するからである。若い世代では、人生の道筋をつくるための最初の「足がかり」さえ得られない人たちが増大した。未婚・低収入の若者の多くは、結婚の可能性は低いと考え、「親持ち家」にとどまったままである。「自己借家」の人たちは、収入増を予定できず、転居を希望していても、そのための具体的な計画をもっていない場合が多い。

社会の再生産を脅かす重大な因子の一つは、人口の少子化である。人口変化のメカニズムに関する分析と議論は、住宅事情の役割をほとんど見落としている。適切な賃貸住宅の不足は、若者の離家を阻み、結婚を妨げ、したがって、少子化を促進する。住宅のあり方が出生率を左右する点に注目する必要がある（平山 , 2011）。

若い人たちを“停滞”させる住宅問題は、社会維持のサイクルを衰退させてきた。住まいの選択肢の乏しさのもとで、多くの若者が人生の“次の段階”に踏みだせない状態にある。住宅政策に期待されるのは、住宅を供給するだけではなく、それを通じて、若者に人生の「足がかり」を提供し、社会の“動的”な持続を支える方向性である。前世紀の日本社会では、若い世代が、先行世代に続いて、標準パターンのライフコースをたどることによって、社会が維持されるという想定があった。しかし、新たな世代にとって、人生の軌道は単数ではありえない。良質・低家賃の住宅ストックを豊富に用意し、住居に関する選択の幅を広げる必要がある。人生の「かたち」をより自由に描く若者が増えれば、その多様な軌跡の集積から社会持続の新たな「かたち」が現れるのではないか。そうした将来を想像し、そして実現するために、住宅政策の再構築が求められている。

引用文献

岩田正美（2007）『現代の貧困――ワーキングプア / ホームレス / 生活保護』筑摩書房.
玄田有史（2001）『仕事のなかの曖昧な不安――揺れる若年の現在』中央公論新社.
伍賀一道（2005）「雇用と働き方からみたワーキング・プア」『ポリティーク』10: 46-65.
――――（2007）「今日のワーキング・プアと不安定就業問題――間接雇用を中心に」『経済研究』11(4): 519-542.
後藤道夫（2005）「現代のワーキング・プア」『ポリティーク』10: 8-44.
駒村康平（2007）「ワーキングプア・ボーダーライン層と生活保護制度改革の動向」『日本労働研究雑誌』563: 48-60.
小杉礼子（2010）『若者と初期キャリア――「非典型」からの出発のために』勁草書房.
白波瀬佐和子（2005）『少子高齢社会のみえない格差――ジェンダー・世代・階層のゆくえ』東京大学出版会.
平山洋介（2009）『住宅政策のどこが問題か――＜持家社会＞の次を展望する』光文社.
――――（2011）『都市の条件――住まい、人生、社会持続』NTT 出版.
――――（2013）「マイホームがリスクになるとき」『世界』846: 186-195.
Hirayama, Y.（2012）The shifting housing opportunities of younger people in Japan's home-owning society, in R. Ronald and M. Elsinga (eds.) *Beyond Home Ownership: Housing, Welfare and Society*, London: Routledge.
――――（2013）Young people and generational fractures in Japan, in R. Forrest and N-M Yip (eds.) *Young People and Housing, :Transitions, Trajectories and Generational Fractures*, London: Routledge.
宮本みち子（2004）『ポスト青年期と親子戦略――大人になる意味と形の変容』勁草書房.
山田昌弘（2004）『パラサイト社会のゆくえ』筑摩書房.
連合総合生活開発研究所（2010）『ワーキングプアに関する連合・連合総研共同調査研究報告書Ⅱ――分析編』.

※アンケート調査票については、以下を参照されたい。
ビッグイシュー基金　HP　http://www.bigissue.or.jp

第２部　若者に多様な住まいを
――――　調査結果から

家を借りることがリスクの時代 ―― 檻（おり）のない「牢獄」と化した実家

藤田　孝典

今回の住宅に関する調査結果には、想定を超える衝撃があった。それは実家を出ることが最大のリスクであるということだ。親と同居する理由で約半数を占めるのは、「家賃が負担できないから」であった。賃金や収入が低く、家賃を払いたくても払えない若者は、親に依存しなければ生きていけない状況が見えてくる。特に、低所得であればあるほど、親と同居している。そして、所得が低く、親と同居しているほど、結婚の予定がないと回答している。若者自身が実家を出ることが賢明ではないと判断し、そこに居続けること以外に選択肢がないと考えている。家を借りられないから実家から出られない。これは実家がある最低限の生活は保障するが、自由な生活を奪う「牢獄」として機能しているといっても言い過ぎではないと感じる。

そして、若者が結婚できない理由も少子化の原因も、不思議なことに住宅に関する質問から浮かび上がることが興味深い。低所得層に対する家賃補助制度がほとんどない日本における課題といえる。住まいはまさに人々の生活の基礎で、それが侵されると健康で文化的な生活を送ることができない状況が見えてくる。

さらに、学歴が関係ないということも新しい発見であった。一般的に、低学歴の若者は所得が低く、学歴と所得の相関関係は極めて高い。だから、人々は一般的に、可能であれば大学など高等教育を受けて、収入を得られやすい仕事に就くため、有利な条件を整えようとする。しかし、低所得で親と同居している若者にとってはあまり関係がないようだ。大卒でも低所得であり、住居を自由に選択し、自分らしい生活をおくる選択肢が提供されていない。これは非正規雇用の拡がりによる低所得が要因だが、大学など高い学費を求める教育機関の意義を問う内容でもある。要するに若者は大卒でも貧困に至っている。これは事実である。そして、その貧困に大学ではなく、親がともに対抗し、サポートをしている。

そして、学齢期のいじめや不登校などの経験を有する人が多いということにも驚きだった。フランスでは、このいじめや不登校の問題を社会的排除という用語で説明し、その状況が続くと、貧困や低所得と密接な因果関係を有するようになるとみている。学齢期や幼少期に社会的排除を受けると、まさに自立を阻害する要因として、根深くその傷跡が人生に突き刺さることを意味している。

私が所属するＮＰＯ法人ほっとプラスには、親が子を支えきれなくなり、親子で相談に来られる事例がある。あるいは親から「出て行け」と言われて、ホームレス状態になって相談に来られる若者もいる。親のサポートがなければ、なすすべなく容易に貧困に至る若者の姿が見えてきた。今回の調査ではそれが裏付けられる結果となった意義は大きい。

同時に、低所得層の若者は、精神疾患や生活課題を抱えており、住宅について考える余裕がない。約３割の若者は、うつ病などの精神疾患を抱えていると回答している。すでに働いて生計を維持することに困難な要因を抱えており、住宅だけでなく生活全体を親が支えている。親がいなくなった後の生活を想定すると、何らかのサポートが必要となるのは明らかだ。しかし、日本の社会福祉制度は、この現役世代あるいは稼動年齢層ともいうべき、若者に対する支援が極めて弱い。若者の貧困対策は概ねとられておらず、企業に委ねてきた。その企業が十分な賃金を払わず、身分が不安定だとしたら、ということは想定していない。

ただし、希望がないわけではない。これらの若者を含むようにして、2015年4月から生活困窮者自立支援法が施行される予定だ。この法律はこのような若者を包摂し、支援できるだろうか。この法律をきっかけにして、さらなる社会福祉制度の充実、すなわち若者が潜在的に求める一般的な家賃補助制度の創設や低家賃の住宅創出という新たな支援策を構築することができるだろうか。実態に即した支援を展開できるように、その法律の運用を注意深く見守りたい。

若者の自立・家族形成の保障は住宅政策から

川田　菜穂子

自立する若者の厳しい住宅事情

調査で明らかになったのは、低所得の若者の居住の自立が極めて困難であり、自立した若者が厳しい住宅事情におかれていることだ。親と別居する若者の6割以上が「自己借家」に居住し、可処分所得の多くを住居費にあてている。低所得若年層の住居費負担は極めて重く、家賃滞納を経験している者もいる。可処分所得から住居費を支払って残ったアフター・ハウジングインカムは少なく、必要な生活支出を賄える水準にない。健康保険や年金に加入していない者が少なからず存在している。若者にとって、家賃の捻出、住宅の確保は、いまの問題で優先度が高いのに対して、社会保障は、もしも・いつかの問題である。自立した生活や過剰な家賃負担は、現在・将来における社会保障の犠牲によって成り立っている。「自己借家」では、遮音や断熱、日当たりや風通しといった質の側面において問題を抱えている割合が高い。

親の家はセーフティネットになりうるか？

今回の調査では、若年低所得者の約8割が親と同居している。注目すべきは、この親同居の場合について、若者本人が低年収であるのみならず、本人以外の親などの世帯員分を含めた世帯年収も低水準である割合が高いことだ。親同居世帯の生計は、住居負担が少ないローンなしの親持ち家の存在によって成り立っていると考えられる。しかし、その親の家は、老朽化するなど、住宅の質において様々な問題を抱えている。また、生まれ育った親の家に長らく居住しているにも関わらず、近隣に頼れるような人間関係を構築しておらず、同居する親さえ頼れないと回答する者も多く存在している。

今後は、家事や食事、経済的援助など、親から享受している様々な恩恵が、親の加齢にともない見込めなくなる。親の介護や所得のさらなる減少といった負担が同居の子どもにのしかかる。本調査の結果においても、年齢があがるほど暮らし向きが「苦しい」と回答する割合が高く、親と同居する場合においてその傾向が顕著であった。また、子どもは老朽化した家を適切に管理・維持していく経済力や気力を備えていない。将来的に、不良住宅ストックが蓄積されることが懸念される。親族が高齢化し、次第に人との関係性を失っていくなかで、地域や社会からの孤立を深めていくことも予想される。時間の経過にともなって、親の家のセーフティネットとしての機能が失われていくことは明らかであり、それへの対策が急務である。

若者という隠れた住宅困窮層

低所得や無業の若者が増加しているにも関わらず、日本においてはこれまで若者の貧困は認識されてこなかった。それら若者の多くは親と同居し、かれらの経済状態は親と不可分の状態にあるため、その実態

が把握できなかったからである。わが国では、家族による若者の扶養を前提としていることが大きく関係している。しかし、低所得であるがゆえに望まない同居生活を送り、適切な住まいを確保できないがために自立や家族形成をあきらめる層が拡大し、非婚化や少子化をますます加速させているとすれば、その実態を詳細に捉え、社会的に対応することが必要になる。

すでに 1980 年代から若者の貧困や自立の困難に直面し、それを社会的排除と関連づけて対策してきた欧州諸国のなかには、フィンランドのように親族や知人と望まない同居をする者をホームレスと定義する国や、フランスのように劣悪な住環境のもとで親族や知人と同居する者を住宅困窮者として捉えるなどしてその動向を把握し、制度対象としている国もある（檜谷ほか 2005、都留 2003）。わが国でも、若者個人の経済状況や潜在的な住宅問題、住宅需要を把握したうえで、必要な住宅支援を計画していくことが望まれる。そのためには個人単位の分析が可能な統計調査の実施や、制度利用における若者の世帯分離の容認などの改善が必要になる。

包括的な自立支援政策の展開を　住宅政策が鍵

これまで若者を対象とした自立支援は、就労に関するものが中心であった。しかし若者が安定した生活基盤を得て、自立や家族形成を達成するには、就労のみならず、教育・訓練、社会保障、家族形成、住宅など、暮らしの全体を支える包括的な支援策の整備が必要である。なかでも最も対応が遅れているのが住宅政策である。若年期の住宅保障は、若者が自立・家族形成を達成し、次世代を育てるという再生産の役割をはたすうえでなくてはならない。欧州のいくつかの国では、低家賃の社会住宅の供給や、低所得者向けの住宅手当、公的家賃保証などにより住宅保障を充実させ、若者の貧困や自立・世帯形成の困難に対応している（川田 2009）。しかしわが国では、公営住宅の多くが若年者の単身入居を制限しており、低所得の若年世帯の住宅確保を可能にする公的住宅手当も普及していない。2009 年には離職者向けの住宅手当が誕生し、短期間ではあるが家賃補助を提供することが可能になった。しかし、ワーキング・プア、就労経験のない無業者、長期の離職者を対象とする住宅支援はいまだ皆無に等しい。

本調査で明らかになったのは、若年低所得者が経済的困窮のみならず、いじめや不登校・ひきこもり、家族関係の不和や断絶、就労における挫折、鬱病などの精神疾患など複合的な問題を多く経験し、社会的に孤立する傾向にあることである。こうした状況は､家賃補助などの現金給付や公営住宅の直接供給といった従来の住宅政策のみでは対処ができないことを示している。このような若年層には、人とのつながりを構築していくケアやサポートを附帯した住宅支援を提供することが必須になっている。

引用文献

檜谷美恵子 , 多治見左近 , 小伊藤亜希子（2003）「「住宅困窮」実態の把握方法とその支援方法をめぐる課題」『生活科学研究誌』2: 173-187.
都留民子（2005）「フランスにおける住宅政策と社会保障」『海外社会保障研究』152: 33-45.
川田菜穂子 (2009)「若者の自立･家族形成と住まいの国際比較」『若者たちに「住まい」を！ 格差社会の住宅問題』岩波ブックレット.

ホームレス化しない「絆原理主義の国」の若者たち

稲葉　剛

私が理事を務めるNPO法人もやいに、生活に困窮した若者たちが頻繁に相談に来るようになったのは、2003年以降のことである。近年は、全相談者の約3割を30代以下の若年層が占めており、年間二百数十人に及ぶ若者たちが私たちの事務所を訪問していることになる。

こうした若者たちの多くは、ネットカフェ、ファストフード店、脱法ハウス、友人宅など不安定な居所に寝泊まりをしており、路上生活にまでは至っていないものの、広い意味でのホームレス状態に置かれている。私は彼ら彼女らの生活状況を聞き取る中で、現代の大都市における貧困の特徴を捉える概念として、「ハウジングプア」（住まいの貧困）という切り口が有効であると考えるに至り、2009年以降、このキーワードを軸にした社会運動を展開している。

同時に、私たち民間の相談機関に助けを求めに来る若者に共通している特徴として、もう一つ言えることがある。それは彼ら彼女らが親や兄弟姉妹の支援を受けられない状態にあるということだ。

特に10代や20代前半でホームレス状態になり、私たちのようなNPOに支援を求めに来る若者は、ほとんどと言っていいほど、家族との関係が断絶しているか、天涯孤独の状態にある。その多くは、児童養護施設の出身者など、子ども時代に社会的養護の仕組みの中で育った若者たちだ。2008～2010年にビッグイシュー基金が実施した「若者ホームレス」（広い意味のホームレス状態にある20～30代の若者）の調査でも、50人中6人が養護施設、3人が親戚宅で育てられたと語っている。その背景には、親世代の貧困や親族からの虐待・暴力、家庭内の不和といった問題があるだろう。

日本国内の「若者ホームレス」は2008～2009年の世界同時不況で一時的に増加したものの、その後、ホームレス状態に至る若年層は減少していると推察される。ネットカフェや脱法ハウスなど、不安定な居所で寝泊まりをする貧困層の全体像を把握する調査が実施されていないため、路上以外の場所で「住まいの貧困」に直面している若者たちがどのくらいいるかは不明だが、欧米の「若者ホームレス」問題と比較すると、規模の上では日本の「若者ホームレス」問題はまだそれほど顕在化していないと言える。

だが、それは日本の「若者ホームレス」問題を楽観視してよいという意味ではない。考慮しなければならないのは、家族との関係が悪化、もしくは断絶してしまい、親族からの援助を受けられない若者、つまり、これまで私たちのようなNPOに支援を求めに来ていた若者たちは、同世代の中でもマイノリティだということだ。

では、相対的貧困率が16.1%（2012年）にも及ぶほど貧困が拡大している社会状況の中、生活に困窮しているマジョリティの若者たちはどのように暮らしているのだろうか。その実態は、これまでNPOの相談現場では見えてきていなかった。

その答えを教えてくれるのが今回のアンケート結果であると私は考える。

年収200万円以下の未婚の若者の約6割が親族の持ち家に暮らしているという事実は、彼ら彼女らが低所得ゆえに親から独立した住まいを確保できない状態にあることを示している。現時点では親からの支援を受けられている若者たちは、親もとにとどまることでホームレス化のリスクを回避しているのだろう。

ただ、彼ら彼女らがいつまで親との関係を保っていられるのかは、誰にもわからない。また、援助をしている親の寿命がいつ尽きるのかも、誰にもわからない。

いつ来るのかわからない「その時」を座して待つのが賢明な策であるとは、私には到底思えない。最悪のシナリオは、将来、親族による人的支援と親の持ち家という住まいを同時に失った貧困層が一気にホー

ムレス化していくという事態である。

昨年、生活保護法が 63 年ぶりに抜本改正され、扶養義務者への圧力が強化された。近年、社会保障費削減の流れの中で、「家族による支えあい」を制度の中に組み込んでいこうという動きが強まりつつある。

私はこうした政治の動きを「絆原理主義」と呼んで批判してきた。公的な支援が必要とされる領域において、「公助」を「支えあい」で代替させようとするのは、生存権保障の後退であり、国による責任逃れに他ならないからである。

今回のアンケート結果は、むしろ「家族による支えあい」に依存し過ぎた日本社会の歪みを映し出しているように私には思える。

これ以上、「支えあい」を強調するのは、危険すぎる道である。家族による支えが「ホームレス化」のリスクを回避してくれている間に、打つべき手はたくさんあるはずだ。

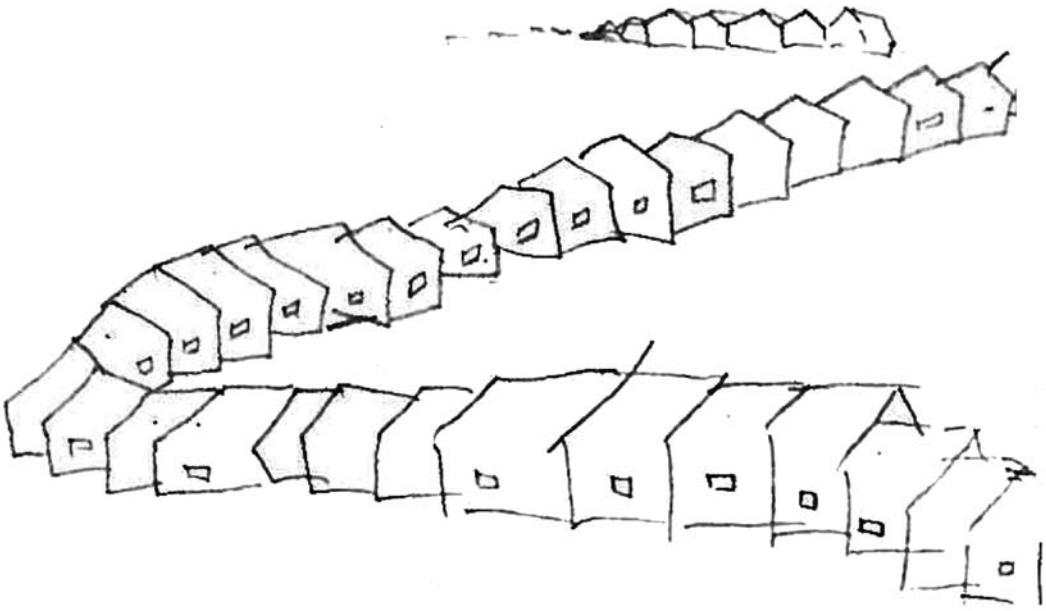

「住宅政策提案・検討委員会」委員

平山　洋介　委員長：神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 教授
稲葉　　剛　認定 NPO 法人 自立生活サポートセンター・もやい理事
川田菜穂子　大分大学 教育福祉科学部 准教授
藤田　孝典　NPO 法人 ほっとプラス代表理事

おわりに

「ビッグイシュー」(㈲ビッグイシュー日本 &NPO 法人ビッグイシュー基金）では、月 2 回刊の『ビッグイシュー日本』誌を制作し、この雑誌の販売事業をホームレスの人々に独占的に提供することで、彼らの仕事をつくってきました。同時に、住宅困窮の極限に置かれている彼らを応援する「ビッグイシュー」にとって、ホームレス状態に至る大きな原因である「住宅の問題」の解決方策を探ることは念願の課題でした。具体的には、月平均 400 冊の雑誌を売り、72,000 円の収入を得る販売者に、月 3 ～ 4 万円の住宅手当と、コンパクトで低家賃の良質な社会的・公的住宅があれば最低限の普通の暮らしに戻ることができます。

また、ホームレスを生み出す貧困と社会的排除の問題には、仕事の提供に加え「住宅」の側面から取り組むことが重要だと考えてきました。そして、住宅問題解決への展望を持った、大きな制度的枠組みを描き、広く提案したいと思い続けてきました。

2013 年 4 月には、ビッグイシュー基金が事務局となり、研究者や市民活動家の参加を得て「住宅政策提案･検討委員会」（以下、委員会）を設け、同年 10 月には「住宅政策提案書」（以下、「提案書」）をまとめることができました。提案書は、これまでに 6,500 部を配布するとともに、委員会と共催で、「市民が考える住宅政策」と題したシンポジウムを 13 年 12 月に東京、翌年 5 月に大阪で開催し、あわせて 261 人のご参加をいただきました。

さらに、提案書を裏付け、深めるための調査事業として、未婚者で、40 才未満、年収 200 万円以下の“ワーキングプア”の人々の居住実態を調査することにしました。

調査の結果わかったことは、若者の 4 人に 3 人が親と同居していて、残りの親の家を出た人たちは重い住居費の負担にあえぎ、経済的に苛酷な生活を送っているということでした。回答者の大多数を占めた親同居グループの人は、築後 20 年以上経つ住宅の中で、住宅費だけでなく家事でも親に頼り、4 割が無職、3 割弱が就労経験なく、親から離れ独立する意思を持た（て）ずにいました。極論すれば 10 年、20 年単位では、親の加齢による経済的、肉体的な衰えを若者がカバーできず、ともに倒れてしまう未来がイメージされます。“ノンワーキング”の若者は、いわゆる「無業者」「ひきこもり者」とも重なり、また、回答者の 6.6%が広義のホームレス体験者であり、親と別居している人では 2 倍、「社宅・その他」の人では 4 倍近くになるなど、ホームレス状態と地続きだとも言えます。さらに、3 人に 1 人が「大卒者」、「いじめの経験者」、3 割弱が「うつ病経験者」であるなど住宅問題をこえる「社会的不利・困難を抱えた若者」の深刻な問題にも連なっていました。

私たちが願ってきた家賃補助や公的・社会的住宅の整備に加え、持ち家の劣化を防ぎ活用する方策などの必要性が浮かび上がっています。若者をめぐる事態は確かに深刻で困難に見えますが、一方で、社会的企業の観点からは、空き家を含む持ち家ストックとそこに住む若者が同時的に再生できるような活動や事業のアイディアを生み、その展開への広大なチャンスを用意しているとも言えるように思います。

本報告書が、「若者の住宅問題」を解決し「持続できる」日本社会をつくるために、克服すべき問題や社会的事業の展開について、議論を深める一助になればと願っています。

2014 年 12 月

認定ＮＰＯ法人 ビッグイシュー基金

（「住宅政策提案･検討委員会」事務局）

『若者の住宅問題
――住宅政策提案書［調査編］』

デザイン　株式会社 Marble 中本 真由美
表 紙 絵　清村知世
事 務 局　高野太一　粟原奈津子　津端幸江
　　瀬名波雅子　岡和範

発行日　2014 年 12 月 12 日
編集・発行　認定 NPO 法人 ビッグイシュー基金
発行者　佐野章二

〒530-0003
大阪市北区堂島 2 丁目 3ー2　堂北ビル 4F
TEL 06-6345-1517　FAX 06-6457-1358
E メールアドレス　info@bigissue.or.jp
ホームページ　http://www.bigissue.or.jp/

THE BIG ISSUE JAPAN FOUNDATION
ビッグイシュー基金